

後期基本計画

- 序章 後期基本計画の構成と体系
- 第1章 未来を拓く次世代が育まれるまち
- 第2章 つながりによる安心と
うるおいが実感できるまち
- 第3章 安全で快適な生活基盤が整うまち
- 第4章 地域特性を生かした産業と
にぎわいがあふれるまち
- 第5章 生涯活躍・共生社会の実現
- 第6章 多様な主体による
地域自治の確立
- 第7章 戦略的で持続可能な
行政経営の推進



序章 後期基本計画の構成と体系

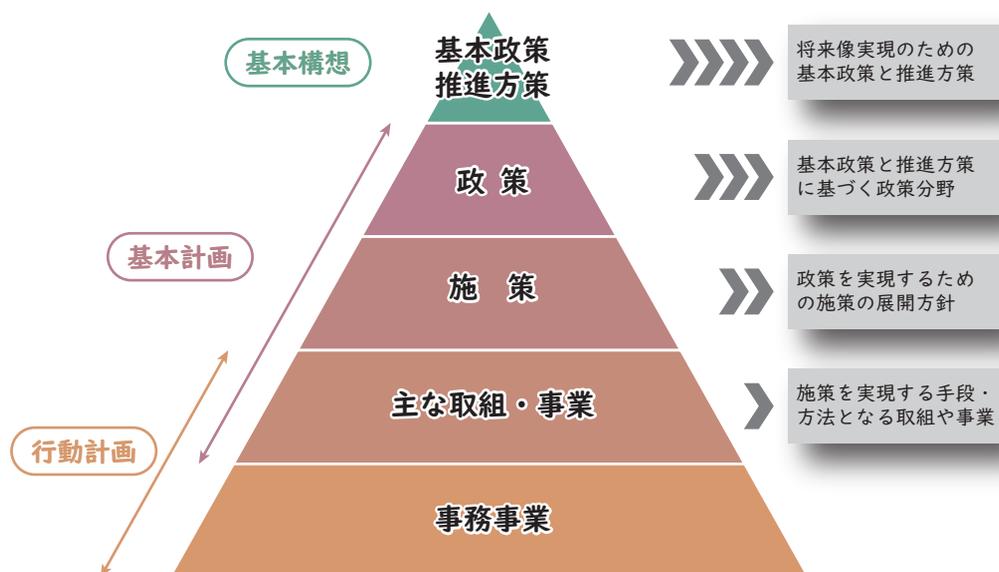
第1節 後期基本計画の構成

本市では、長期的な展望の下、将来における本市の目指すべき姿を明らかにし、その実現に向けた政策展開の基本的な方向性を示すため、市議会の議決（平成31（2019）年2月）を得て西脇市総合計画・基本構想を策定しました。

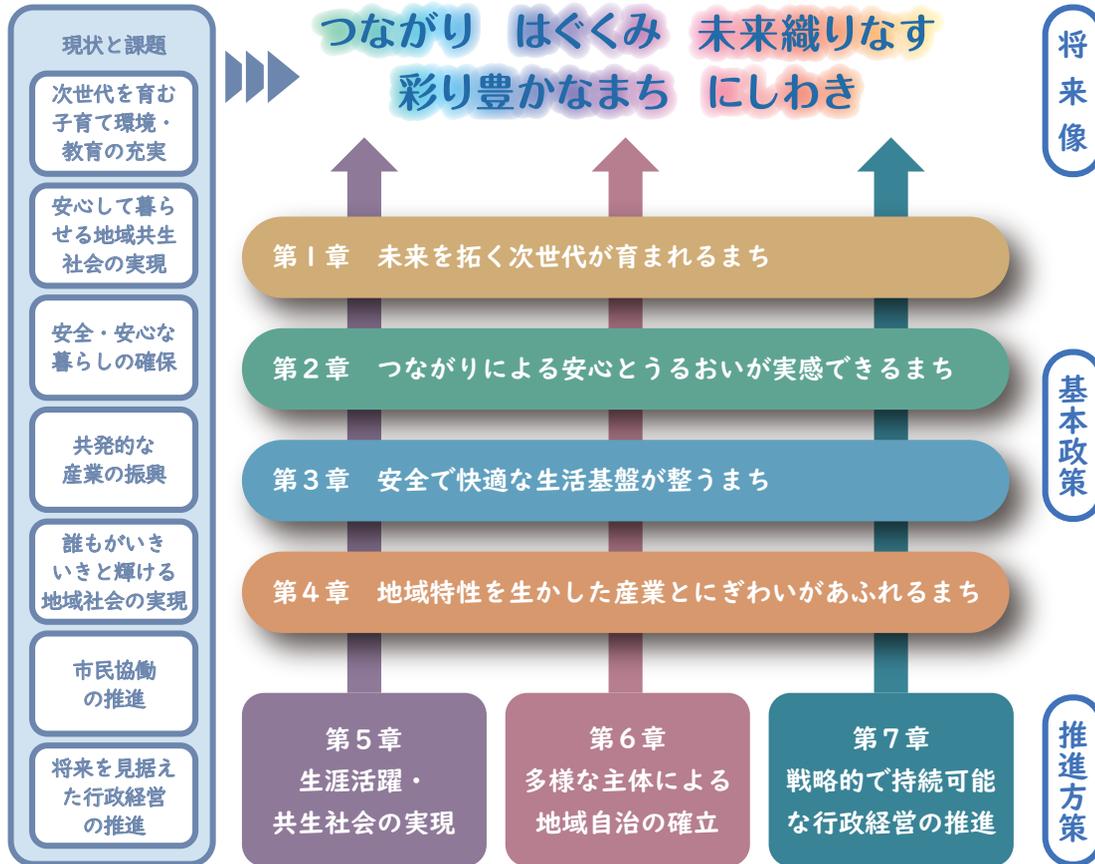
基本構想では、本市が抱える課題等を整理した上で本市が目指す「将来像」を掲げるとともに、将来像を実現する4つの基本政策と基本政策の展開を加速する3つの推進方策を定めています。

本計画では、基本構想で定める基本政策及び推進方策の実現に向けた「政策」、当該政策を推進していくための「施策及びその展開方針」、施策を形成する「主な取組・事業」などとともに、効果的な計画行政の展開に向けた具体的な目標等を定めることで、将来像を実現していくための手段・方法を示します。

■ 後期基本計画の構成



■ 基本構想の概要



I 西脇市の概要

II 序論

III 基本計画

IV 総合戦略

V 計画の推進

VI 資料編

第2節 後期基本計画の体系

本計画は、基本構想に定める基本政策及び推進方策に対し、それぞれ次の政策を位置付けて構成します。

第1章 未来を拓く次世代が育まれるまち

政策1 結婚・妊娠・出産の希望の実現を支援する

政策2 子育てにやさしい環境をつくる

政策3 地域とともに子どもを守る

政策4 就学前教育と保育を充実する

政策5 学校教育を充実する

政策6 教育を支える環境を整える

第2章 つながりによる安心とうるおいが実感できるまち

政策1 地域福祉を充実する

政策2 地域医療を守る

政策3 市立西脇病院の機能を強化する

政策4 高齢者福祉を充実する

政策5 障害者福祉を充実する

政策6 社会保障制度を適正に運営する

政策7 社会的な自立を支援する

政策8 環境にやさしい市民生活を進める

政策9 地域の防災力を高める

政策10 犯罪・事故に遭わない地域をつくる

第3章 安全で快適な生活基盤が整うまち

政策1 防災基盤を整備する

政策2 道路を整備する

政策3 公共交通を守る

政策4 水道供給と汚水処理を行う

政策5 生活環境を守る

政策6 計画的な都市づくりを進める

政策7 快適な住まいづくりを進める

第4章 地域特性を生かした産業とにぎわいがあふれるまち

政策1 地域に根ざした商工業を振興する

政策2 農林業の基盤を強化する

政策3 魅力ある農畜産物を生産する

政策4 観光・交流を振興する

政策5 新たな産業を創出する

政策6 就業環境を整える

第5章 生涯活躍・共生社会の実現

政策1 健康づくり習慣の定着を進める

政策2 自然に健康になれる地域づくりを進める

政策3 生涯学習を充実する

政策4 文化芸術・スポーツを振興する

政策5 男女がともに輝く社会を実現する

政策6 人権文化を創造する

第6章 多様な主体による地域自治の確立

政策1 参画と協働のまちづくりを進める

政策2 持続可能なコミュニティをつくる

政策3 開かれた市政を行う

政策4 西脇への関心を高める

第7章 戦略的で持続可能な行政経営の推進

政策1 行政資源の有効活用を図る

政策2 持続可能な財政運営を行う

政策3 機能的な組織運営を行う

政策4 行政事務を適正に執行する

政策5 分かりやすく利便性の高い窓口業務を行う

第3節 後期基本計画の読み方

本計画に定める政策は、次の項目で構成しています。

第3章

政策

4つの基本政策及び3つの推進方策を具体的に進めるための政策の名称を示しています。

目指す姿

市民、地域、各種団体、事業者、行政など、まちづくりに関わる様々な主体が協働し、あるいはそれぞれの役割を果たすことで実現を目指す、その政策分野でみたまちの姿や市民の生活像を表します。

現状と課題

その政策分野における社会潮流や市の現況などについて説明するとともに、「目指す姿」と現状とのギャップを埋める(=問題を解決・解消する)ために必要なこと、やらなければいけない取組の方向性などを示しています。



まちづくり指標

基準値 方向 目標値

その政策分野において、施策や取組・事業を実行したことで、「目指す姿」にどこまで近づいたか、あるいはどんな「成果」があったかを分かりやすく示す物差しです。計画策定年度に把握した数値を現状として、後期基本計画の期限である令和12(2030)年度における目標数値などを示しています。

「方向」欄：基準値から見てどのような方向に数値を変えていきたいか示すものです。

↑	→	↓	↗	↘
目標値まで増加させることを目指すもの	基準値と同水準を維持することを目指すもの	目標値まで減少させることを目指すもの	目標値と同水準又はそれ以上の水準になることを目指すもの	目標値と同水準又はそれ以下の水準になることを目指すもの



政策に関係の深いSDGsのゴールを示しています。

第1章

未来を拓く次世代が育まれるまち

政策1 結婚・妊娠・出産の希望の実現を支援する

政策2 子育てにやさしい環境をつくる

政策3 地域とともに子どもを守る

政策4 就学前教育と保育を充実する

政策5 学校教育を充実する

政策6 教育を支える環境を整える

政策1 結婚・妊娠・出産の希望の実現を支援する

目指す姿

- 結婚や妊娠・出産について、多様な価値観が尊重されるとともに、一人ひとりの希望がかなえられる地域社会になっています。

現状と課題

- 第16回出生動向基本調査(以下「出生動向調査」といいます。)によると、「いずれ結婚するつもり」と回答する18～34歳の未婚者の割合は、前回調査と比べて低下しています。また、結婚意思のある25～34歳の未婚者に「結婚できない理由」を聞いたところ、「適当な相手に巡り合わない」が最も多く、「結婚資金が足りない」「異性とうまく付き合えない」などの回答割合も多くなっています。こうした課題を背景に、国全体で未婚率は上昇しており、本市も同様の傾向にあることから、結婚は個人の自由であることを前提としながら、その希望の実現に向けて、出会いの機会の創出や結婚の後押しとなる支援を行う必要があります。
- 妊産婦は、様々な不安や負担を抱え心身のバランスを崩しやすい状況にあります。国の調査では、約10人に1人が産後うつ病の可能性があるとされており、特に外出・交流に制約が多かったコロナ禍で産後うつが大きく増加したとの報告もあります。また、出生児の10人に1人が低出生体重となっており、低出生体重児の割合が増加する要因として、妊娠前のやせ、妊娠中の喫煙・飲酒などがあるとされています。安心して出産に臨めるよう、適切な受診の勧奨や健康づくりの支援・啓発を行うとともに、出産後1年までの母子等に対し、心身のケアと育児のサポートを行う産後ケアを進めていくことが必要です。
- 出生動向調査では、「理想の数の子どもを持たない理由」として「欲しいができない」と回答する割合は23.9%に上っており、本市においても、母子健康手帳交付時の調査で、10%以上の方が「不妊治療の経験がある」と回答しています。令和4(2022)年度から不妊治療に対して保険適用が開始されたものの、高額な治療費、治療と仕事との両立などで課題があるとされており、妊娠・出産の希望の実現を支援する取組が必要となります。
- 本市が実施した高校生アンケートでは、将来、子どもを持つことを肯定的に捉えている割合は男性67%、女性58%となっており、同種の全国調査と比較してやや低い水準となっています。一方、国の調査では、9割以上の夫婦が子どもを持ちたいと考えていながら、「年齢」や「健康」を理由にあきらめる人が多くなっています。自身が希望する未来を適切に選択できるよう、若い世代に命の大切さやライフデザインの必要性を伝える取組を進めるとともに、女性やカップルを対象に将来の妊娠に向けた健康づくりを促すプレコンセプションケアなどに取り組んでいく必要があります。



まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
合計特殊出生率	1.17	↑	1.35

施策の展開

施策1 結婚の希望の実現を支援します

- 結婚を希望する独身男女を対象とした出会いの機会づくりに民間団体等と連携して取り組むとともに、県などが推進するICTを活用したマッチングシステムの普及や利用促進を図ります。
- 経済的な不安を抱える新婚世帯を対象に住居費等を助成し、結婚を後押しします。
 - ▶ **主な取組**：出会いのパーティーの開催、民間団体等による出会いイベント等の開催支援、結婚新生活支援事業

施策2 妊娠と出産を支援します

- はぴいくサポートセンターを中心に、妊娠期からの切れ目ない伴走型支援と妊娠・出産時の経済的支援を行います。
- 安心して出産に臨めるよう、妊婦健康診査の早期かつ継続的な受診の啓発と費用助成を実施するとともに、妊産婦の健康づくり活動を促進します。
- 不妊等に関する医学的知識の普及や相談窓口の周知に取り組むとともに、不妊症の早期発見を促進するための不妊検査や不育症治療等の費用助成を行います。
 - ▶ **主な取組**：妊婦のための支援給付金の給付、妊婦健康診査費の助成、不妊治療ペア検査費の助成

施策3 家庭や命の大切さを伝えます

- 小中学校と連携して妊娠や出産などの教育や乳幼児との交流事業を行い、命の尊厳や子どもを育てることの大切さを伝えます。
- 将来の健やかな妊娠に向けて、医療機関などと連携しながら、性や生殖に関する正しい知識の普及を図ります。
 - ▶ **主な取組**：児童と乳幼児のふれあい交流事業、つながる命の授業、ライフデザイン教育



市民に期待される役割

- 妊婦健康診査を早期から継続的に受診し、健康管理に努めます。
- 妊娠や出産などに対する正確な知識を身につけます。
- 身近な人や地域からは、出産を控えた妊婦を温かく見守り、サポートします。
- 事業者は、妊婦健康診査や不妊治療に係る休暇などを取得しやすい環境づくりに努めます。

政策2 子育てにやさしい環境をつくる

目指す姿

- 子育てを応援し、子どもを見守る地域の中で、子育て家庭が大きな不安や負担なく喜びや楽しさを感じながら子育てし、子どもたちは笑顔で健やかに育っています。

現状と課題

- 我が国では、令和5(2023)年の出生数は72.7万人、合計特殊出生率は1.20といずれも過去最低を更新しており、本市においても、出生数が300人を下回った平成28(2016)年度以降も減少傾向が続いています。こうした中、国においては「こども未来戦略」を策定し、少子化対策を推進することとしていますが、本市としても、子育てしやすい環境づくりをより一層進めていく必要があります。
- 乳幼児の健康状態を把握し、疾病の早期発見・早期治療につなげていくために乳幼児健診の重要性は高まっています。乳幼児の健やかな成長を支えるため、各種健診の適切な受診を促進・支援する必要があります。また、地域社会の中で、安全・安心に過ごせる環境を確保し、地域とのつながりを築きながら健康で豊かな心を育てていくために、子どもの居場所づくりにも取り組んでいく必要があります。
- 文部科学省の調査によると、発達障害への理解の広がりなどもあり、発達障害と診断される可能性がある児童生徒の割合は増加傾向で、本市でも療育手帳交付者数は15年前と比較して1.7倍に増加しています。こうしたことを背景に、本市の調査では、重要と考える子育て支援施策として「病気や障害などの専門的な支援」が挙げられています。本市では、子育て支援窓口を一元化し、発達支援を含めた相談機能を強化したところですが、ヤングケアラーなどの新たに顕在化した課題などを含めて、相談・支援体制の充実を図る必要があります。
- また、同調査では、「子育てなどに関する相談場所」などへのニーズが高くなっています。核家族化や少子化が進行する中で、子育ての不安を共有・相談できる相手が少なくなっていることが背景にあると考えられます。本市では妊娠・出産期からのきめ細かな伴走型相談支援、子育てコンシェルジュの配置などを進めていますが、より身近な地域での相談体制の整備など、子育ての不安に寄り添い、サポートする仕組みづくりが必要です。
- 出生動向調査では、希望する子どもの数を実現できない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答する割合が特に高くなっており、本市の同趣旨の調査でも、同じ傾向にあります。一方、都市部や一部の自治体では豊かな財政状況を背景に様々な支援施策が展開されており、住む場所によって格差が生じる、といった課題が顕在化しています。本市としても子育て世帯等への経済的支援を検討・実施するとともに、国全体の少子化対策として国による全国一律的な支援を働き掛けていく必要があります。

まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
子どもたちが健やかに育っていると感じる市民の割合	74.1%	↑	75.0%



施策の展開

施策1 子どもの健やかな成長を支援します

- 乳幼児健診や各種予防接種等を実施し、成長発達の支援と疾病の予防・早期発見を行うとともに、健診等の機会を捉えた相談、保健指導等を実施します。
- 子どもたちの健やかな心身の成長を促進するため、こどもプラザ等において、健全な遊びや様々なイベント・体験活動等の機会を提供します。
- 子どもたちが自分らしく安心して過ごすことができ、健やかに成長していけるよう、子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくりを進めます。

▶ **主な取組**：乳幼児健診の実施、聴覚検査費用等の助成、こどもプラザ事業

施策2 支援が必要な子どもをサポートします

- 医療機関、教育機関、福祉事業所をはじめとした関係機関との連携の下、発達に支援が必要な子ども・若者の早期発見に努めるとともに、包括的で効果的な支援を行います。
- ヤングケアラーなど支援を必要としている子ども・若者に対して、関係機関との連携強化により、個々の状況や置かれた環境に応じた支援を行います。

▶ **主な取組**：療育支援事業、臨床心理士による相談支援、ヤングケアラー等への支援

施策3 孤立しない子育て環境をつくります

- 妊娠や出産、子育てに不安を抱えた子育て家庭が孤立することがないように、情報発信や相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携を図りながら切れ目のない支援を行います。
- 妊産婦や子育て中の保護者のつながりづくりに向けた交流機会の創出とともに、地域全体で子育てを応援・支援する環境づくりを進めます。

▶ **主な取組**：妊産婦の交流事業、地域子育て相談機関の設置、地域子育て支援拠点事業

施策4 子育ての経済的な負担を軽減します

- 児童手当の支給やこども医療費等の助成、認定こども園等の副食費の助成など、広く子育て家庭を対象とした経済的支援を進めるとともに、子育て家庭への全国一律の経済的支援に向けて、学校給食費の無償化等の新たな制度の創設を国等に働き掛けます。
- 経済的な困難を抱える家庭やひとり親家庭、多子世帯など、特に支援が必要な子育て家庭等に対し、当該環境に応じた支援を行います。

▶ **主な取組**：こども医療費等・認定こども園等副食費の助成、児童手当・児童扶養手当の支給



市民に期待される役割

- 保護者は生活習慣などの定着や健康管理を行い、責任と愛情をもって子育てをします。
- 地域での子どもの見守りや子育てボランティアなどの子育て支援の活動に参加します。
- 子どもたちは自身の意見や思いを伝え、周囲の人はその思いを受け止めるよう努めます。

政策3 地域とともに子どもを守る

目指す姿

- 子どもの最善の利益が尊重される温かい地域社会の中で、全ての子どもたちが安全で安心して健やかに成長しています。

現状と課題

- 令和4(2022)年度の児童相談所における虐待相談対応件数は約22万件で、過去最高を更新しており、本市においても増加傾向となっています。この背景には、関係機関の児童虐待防止に対する意識や感度の高まりがあるとされていますが、児童虐待の防止・早期発見に向け、令和3(2021)年度に開設された加東こども家庭センターなどの関係機関との連携体制の強化を図っていく必要があります。
- 令和4(2022)年度の全国のいじめの認知件数は約68万件、いじめの重大事態の件数は923件といずれも過去最多となっています。本市のいじめの認知件数は、積極的な認知を行うことで増加傾向にあり、アンケート調査や相談支援体制の充実、初期段階での対応などに取り組んでいますが、いじめは重大な人権侵害との認識の下、更なる対策の強化を図り、その解消・解決と精神的な支援などに取り組んでいく必要があります。
- 全国の小中学校不登校児童生徒数は約30万人と過去最多となっており、保護者の意識の変化に加えて、コロナ禍で生じた様々な制約が要因とされています。本市では、コロナ禍以前より不登校児童生徒数は増加している状況にあり、専門家による相談・支援体制を強化していますが、不登校の解消とともに多様な学びの機会を確保していく必要があります。
- 我が国の子どもの貧困率は11.5%で9人に1人が該当しており、保護者の所得など家庭の状況によって学力格差が生じているといった研究結果なども示されています。子どもの貧困は、経済的な面だけではなく、様々な子どもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。子どもの貧困を解消し貧困の連鎖を断ち切るために、教育・生活面の支援、経済的な支援の充実とともに、関係機関と連携した相談体制の整備、地域で子どもを支える環境づくりを進め、適切な支援に接続していくことが必要です。
- 県内における子どもが関係する交通事故件数は、平成末期と比べて3割程度減少していますが、依然として大切な命が失われる事故が発生しています。また、少年非行人数は減少傾向にあり、コロナ禍でさらに減少しましたが、令和5(2023)年は増加に転じ、特殊詐欺に手を貸す事案なども発生しています。青少年を取り巻く環境の変化や地域の担い手不足などにも対応しながら、地域で子どもを守り育てる取組を継続していく必要があります。
- 「こども基本法」では、子どもの人権の尊重とともに、子どもの社会参画と意見反映を車の両輪として進めていくことが掲げられています。本市では、同法と趣旨を同じくするこどもの笑顔をはぐくむ条例を制定し、様々な取組を進めているところですが、法や条例の趣旨を広く周知するとともに、子どもが意見を表明し、その意見が尊重される地域社会づくりを進めていく必要があります。

まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
地域で子どもを見守り育てる環境があると 感じる市民の割合	42.6%	↑	48.6%



施策の展開

施策1 虐待を未然に防止します

- はびいくサポートセンターを中心とした切れ目のない支援を通じて、児童虐待等の発生予防・早期発見を進めるとともに、子ども家庭支援員による相談支援を実施します。
- 養育が困難な家庭に対し、必要なサービスを提供し、虐待に陥らないよう支援を行います。
- 児童の適切な安全確保等に向け、児童相談所との情報共有の円滑化を図るなど、関係機関との連携体制を強化します。

▶ **主な取組**：子ども家庭支援員の配置・相談支援、子育て世帯訪問支援事業、要保護児童対策地域協議会での連携

施策2 いじめ・不登校対策を進めます

- いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等に係る推進体制を整備するとともに、いじめの未然防止、早期発見・対応を関係機関と連携して進めます。
- 児童生徒を取り巻く様々な問題の解決と心のケア、教職員に対する助言等を行うため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置します。
- はればれ教室や校内サポートルームを活用し、個に応じた支援を行うとともに、ICT機器を活用した遠隔授業等の新たな学びの機会づくりを検討します。

▶ **主な取組**：はればれ教室の実施、スクールカウンセラー等の配置

施策3 子どもの貧困対策を進めます

- 関係機関とのネットワークを強化することで、貧困状態にある子どもの早期発見・早期支援につなげていきます。
- 養育環境の改善に向けた生活支援や、様々な学習・体験活動等の機会が得られる環境づくりを進めるとともに、地域における身近な居場所づくりを進めます。

▶ **主な取組**：こども未来応援事業、料理・学習支援事業

施策4 犯罪や事故から守ります

- 犯罪や交通事故などから子どもを守るため、関係機関と連携した啓発・訓練、交通安全指導を行うとともに、地域における登下校時などの見守り体制を充実します。
- 青少年の非行を未然に防ぎ、健全な育成を図るため、地域や関係機関と連携し、巡回活動や啓発活動を行います。

▶ **主な取組**：防犯・交通安全教室の実施、ハーティネス・メンバーズ運動の推進

政策3 地域とともに子どもを守る

施策5 子どもの権利・意見を大切にします

- 地域社会全体に子どもの権利に関する理解が広がるよう、こどもの笑顔をはぐくむ条例の理念等を普及・啓発します。
- 子どもの意見を表明・反映する機会づくりを進めるとともに、児童会生徒会等の特別活動の充実など、子どもの意見を尊重した学校運営と児童生徒の自主的な活動を推進します。

▶ **主な取組**：こどもの笑顔をはぐくむ条例の推進・啓発、こども会議等の開催、生徒会等の自主的な活動の推進



市民に期待される役割

- 何でも話せる明るい家庭環境を築くとともに、子育てに不安や悩みがあるときは、ひとりで抱え込まず、関係機関などに相談します。
- 地域の子どもの関心を持ち、声掛けや見守り活動、あいさつ運動などに取り組むとともに、子どもの意見を聴き、ともに参画しながら地域づくりを進めます。
- 虐待やいじめが疑われるときは、関係機関に連絡します。



I 西脇市の概要

II 序論

III 基本計画

IV 総合戦略

V 計画の推進

VI 資料編

政策4 就学前教育と保育を充実する

目指す姿

- 様々な利用者ニーズに即した就学前教育や保育が受けられ、子どもたちに健やかな心や身体が育まれています。

現状と課題

- 就学前教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、全ての子どもに等しく機会を与えて豊かな育ちや学びを保障していく必要があります。本市の就学前教育・保育は、令和4(2022)年度末に公立幼稚園を全て閉園したため、市内の私立認定こども園が中心となってその役割を担っており、幼児教育センターの支援・助言の下、公民連携による質の向上の取組を展開しています。第4期西脇市教育振興基本計画策定に係るアンケート結果においても、就学前の子どもを持つ親で主体性・思考力を伸ばす教育のニーズの高まりがうかがえることから、今後も継続して質の向上に向けた研修・事業等を充実させていく必要があります。
- 令和2(2020)年国勢調査によると、本市の子育て世帯の共働きの割合(末子が6歳未満である夫婦世帯に占める夫婦ともに就業者である世帯の割合)は約65%と、県の数値を大きく上回っており、合わせて、ライフスタイルや就業形態の多様化なども進んでいます。本市では、こうした社会状況の変化を踏まえながら、休日保育や延長保育など、多様な保育ニーズへの対応を進めてきましたが、医療的ケア児の受入れ環境の確保など、新たな課題も生じています。
- 本市では、保育教諭の確保が困難となっており、待機児童が発生しています。このような中、未就園児等を対象としたこども誰でも通園制度が創設されるなど、認定こども園等の利用者が拡大される流れにあります。一方では、少子化の進行に伴う園児の減少なども想定されています。安定的な就学前教育・保育施設の運営に向け、保育教諭等の人材確保や地域との連携・交流を進めながら、今後のニーズの変化に対応していく必要があります。
- 家庭での保育が困難な小学生を対象に、放課後に保育を行う放課後児童クラブについては、全国各地で待機児童が発生しており、また、認定こども園等の保育時間との相違などから小1の壁と呼ばれる課題も生じています。本市においては、早朝保育や小学6年生までの対象拡大などを実施しており、現在のところ待機児童は発生していませんが、引き続き、保護者等のニーズに対応した保育環境を整備していく必要があります。



まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
小学校就学前の教育・保育環境が整っていると感じる市民の割合	65.1%	↑	68.0%
認定こども園待機児童数	5人	↓	0人

施策の展開

施策1 就学前教育・保育の質を高めます

- 就学前教育・保育カリキュラムに基づき、各園の特徴を生かしながら、子ども一人ひとりを大切にした質の高い就学前教育・保育を推進し、生きる力の基礎を育みます。
- 就学前教育・保育の質の向上に向け、就学前教育・保育の質の向上推進委員会による第三者評価や、幼児教育センターによる課題別研修・現場交流事業等の充実を図ります。
- 園小接続カリキュラム、園小交流訪問等により、認定こども園・小学校それぞれの教育の相互理解を図り、園小の円滑な接続を進めます。

▶ **主な取組**：第三者評価の実施、園小接続カリキュラムの本格運用

施策2 就学前教育・保育施設の運営を支援します

- 延長保育・一時預かり、病児保育、障害児保育など、多様なニーズに対応する保育の提供やこども誰でも通園の実施を支援します。
- 認定こども園による保育教諭等の処遇改善や業務の効率化を支援するとともに、人材確保に向けた取組を支援します。
- 少子化に伴う園児数の減少に対応した保育体制を構築するとともに、認定こども園による持続可能な運営に向けた取組を支援します。
- 定期的な確認監査を実施するとともに、適切な情報提供・指導を行い、適正な運営を支援します。

▶ **主な取組**：人材確保の取組支援、認定こども園等への財政支援

施策3 放課後の居場所をつくります

- 仕事・子育ての両立と子どもの健全な育成を図るため、放課後の居場所となる放課後児童クラブを運営するとともに、より効果的な運営手法を検討します。
- 放課後児童クラブの利用ニーズの増加・多様化を踏まえた環境整備を進めます。
- 放課後の時間などを活用し、地域の人材と連携した体験的学習を進めます。

▶ **主な取組**：放課後児童クラブの運営及び運営手法の検討、放課後子ども教室の開催



市民に期待される役割

- 各家庭において、子どもが基本的な生活習慣や社会規範を身につけるようにします。
- 保護者は、認定こども園の運営に協力します。
- 放課後児童クラブの運営や地域での体験活動など、子どもの放課後の活動や地域での見守りに協力します。

政策5 学校教育を充実する

目指す姿

- 子どもたちが意欲的に学習に取り組む中で確かな学力と豊かな心、健やかな体が生まれ、多様な人々と協働しながら主体的に未来を切り拓ける力が培われています。

現状と課題

- グローバル化や科学技術等の急速な進展、多発する自然災害、少子化・人口減少の進行など、社会が大きく変化し課題が多様化・複雑化する中、令和5(2023)年に第4期教育振興基本計画が閣議決定されました。当該計画では、活力あふれる社会を実現していくため、将来を見据えた持続可能な地域社会の創り手を育成していくことが必要としており、一人ひとりが自分の良さや可能性を認識するとともに、他者を尊重し、多様な人々と協働しながら社会の変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓くことができる人材、自らの個性・能力を伸長し、Society 5.0時代に必要な資質・能力などを備えた人材の育成を求めています。
- こうした国の方向性を踏まえつつ、本市でも、令和5(2023)年度に第4期西脇市教育振興基本計画を策定しました。基本理念として掲げる「人間磨きの教育」～ふるさとを愛しにしわきの未来織りなす人づくり～の実現に向け、0歳から15歳までにおける学校段階間の連携の下、子どもたちの個々の状況を踏まえながら、学びに向かう力や確かな学力など、新しい時代に求められる能力などを育成していく必要があります。また、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、幸せや豊かさを感じられる地域社会の実現に向けて、教育が果たす役割も大きくなっており、心身の健康はもちろんのこと、他者とのつながりや関わりの中で自己肯定感、利他性、社会貢献意識などを高めていくことが必要です。
- Society 5.0時代への対応、個別最適な学びと協働的な学びの効果的な推進に向けて、ICT活用の重要性が高まっており、本市では、コロナ禍において児童生徒の1人1台端末を実現し、文部科学省の支援制度なども活用しながら先進的な取組を進めています。その成果の横展開を図り、児童生徒の情報活用能力と教職員の指導力の更なる向上を図っていくことが必要です。
- 我が国の教職員は、教科指導や生徒指導、部活指導などを一体的に行っており、その教育方法は国際的にも高く評価されていますが、負担も大きいと指摘されています。また、「令和の日本型学校教育」の実施や様々な課題を抱える児童生徒や家庭への対応など、教職員が向き合う課題は山積しています。こうした状況を踏まえ、教職員の資質向上を図るとともに、業務の効率化をはじめとする働き方改革を一層推進し、安心して本務に集中し、子どもに向き合うことができる環境づくりを進めていく必要があります。



まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
「学校に行くのが楽しい」と回答した児童の割合	89.9%	↗	89.9%
「学校に行くのが楽しい」と回答した生徒の割合	82.7%	↑	85.7%



施策の展開

施策1 確かな学力を育みます

- 新たな時代に必要な資質・能力の育成に向けて、学力調査等による課題の把握・分析、主体的・対話的で深い学びの観点からの授業改善・実践研究の実施、成果検証などの効果的な展開を図るカリキュラム・マネジメントを推進します。
- 小学校35人学級や小学校高学年における教科担任制を推進し、個に応じたきめ細かな指導や専門性の高い教科指導を行います。
- 外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を育成するため、外国人指導助手(A L T)の配置、学習到達度の調査・分析など、英語力と学習意欲の向上に向けた取組を進めます。
- 1人1台端末の計画的更新をはじめとしたICT環境等の整備を進めるとともに、端末を用いた効果的な実践事例の創出・普及を図ります。
- デジタル教科書・教材、学習支援ソフトの活用を推進することで、児童生徒の情報活用能力の育成と、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。

▶ **主な取組**：にしわき学力向上事業、英語教育推進事業、中学校区連携教育の推進、情報教育機器整備事業、拠点研究校の指定、ICT支援員の配置

施策2 豊かな心と健やかな体を育みます

- 道徳教育、人権教育等の推進や地域における特別活動、アクティブ・ラーニングなどを通じて、生きる力につながる非認知能力の向上、地域社会に参画する態度の育成と規範意識の醸成を図ります。
- 体育の授業や保健指導などを通じて、健康づくりの大切さや運動することの楽しさを感じながら体力の向上を図ります。
- 地域の歴史や文化などに触れ、体験する教育を推進し、ふるさと意識の醸成を図ります。

▶ **主な取組**：キャリア教育・道徳教育の充実、子どもの体育・スポーツ活動推進事業

施策3 教職員の資質向上・働き方改革を進めます

- 教職員の資質・指導力向上に向けて、外国語教育や情報教育などの新たな教育課題に対応した研修を進めるとともに、教職員の適切な評価・処遇等への反映を行います。
- 教職員の勤務時間に関する意識改革や処遇改善を図るとともに、校内支援員や地域団体等との連携・分担体制の構築を図ります。
- 業務負担軽減に向けた校務のICT化や教育データの分析・利活用などに取り組みます。

▶ **主な取組**：個別最適な教職員研修の実施、学校指導・事務体制の強化



市民に期待される役割

- 児童生徒は、学ぶ意欲と友達への思いやりを持って、学校生活を過ごします。
- 学校教育への関心を高めるとともに、学校ボランティアや課外活動等への協力などにより、教育環境の向上に向けた手助けをします。

政策6 教育を支える環境を整える

目指す姿

- 学校、家庭、地域の連携により家庭や地域の教育力が高まるとともに、安全・安心で持続可能な教育環境の中で、質の高い教育が行われています。

現状と課題

- 令和5（2023）年度の市内小中学校の児童生徒数は小学校1,795人、中学校988人となっており、10年前と比較してそれぞれ19.4%、23.5%減少しています。また、同年度の出生数は181人となっており、今後ますます児童生徒数の減少が進む見込みです。子どもの人数が減少すると、学級数の減少・学級規模の縮小につながるるとともに、集団活動・学校行事・部活動等の実施が困難となるなど、学習活動や学校運営に様々な影響が生じます。このため、学校規模の適正化及び学校の適正配置を推進し、人口減少社会や時代の変化に伴う教育課題に対応できる教育環境を整えていく必要があります。
- 本市の小中学校の学校施設は、築30年以上を経過した建物が8割以上を占めており、大規模改修等の必要性が高まっています。このため、小中学校統合の方針と整合を図りながら計画的に施設整備を進めるとともに、社会の変化に対応した教育を推進するための設備・備品などの充実を図っていく必要があります。
- 本市では、平成25（2013）年度に学校給食センターを新たに整備し、アレルギー対応を開始するなど、安全・安心な給食の提供を進めてきました。一方、偏食などによる学校給食の食べ残しや、地域の特色を生かした学校給食を提供するための市内農産物の安定的な供給など、子どもの食を取り巻く課題は多様化しています。児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、健やかな成長と体力の向上につなげられるよう、生きた教材である学校給食を活用した教育を展開していくことが重要です。また、近年顕在化している物価高騰といった新たな課題への対応も進めていく必要があります。
- 近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中で、学校が抱える課題は多様化・複雑化しており、また、地域においてもコミュニティの希薄化や家庭の孤立などが懸念されています。こうした状況の中、豊かな人間性を培い生きる力を備えた子どもを育むためには、家庭、地域、学校がパートナーとして連携・協働し、地域総掛かりによる教育を実現していくことが重要となります。
- 我が国が批准する子どもの権利条約において、教育を受ける権利が定められています。全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、経済的な状況や障害の有無、文化的・言語的背景などにかかわらず、多様な観点からのニーズに対応しながら教育機会を確保していくことが求められます。



まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
小中学校では、子どもたちが学習する教育環境が整っていると感じる市民の割合	58.2%	↑	60.0%

施策の展開

施策1 学習環境規模の適正化を進めます

- 西脇市立学校学習環境規模適正化推進計画に基づき、将来にわたって持続可能な小中学校の学習環境規模の適正化・適正配置を推進します。
- 学校統合に係る具体的協議を行う開校準備委員会を設置・運営するとともに、開校後は、新たな学校に通う児童生徒への通学の支援等を実施します。

▶ **主な取組**：開校準備委員会の設置・運営、遠距離通学者への支援、小中一貫教育等の研究

施策2 安全・安心で質の高い教育環境を整備します

- 学校施設の適切な維持管理と老朽化した学校施設の計画的かつ効率的な改修・長寿命化を推進するとともに、プール設備について複数校での共同利用や民間施設の活用などを検討します。
- 西脇南中学校区の統合小学校として活用する西脇市立重春小学校校舎の改築等を進めます。
- 学校における危機管理体制の強化に向け、自然災害や犯罪などを想定した危機管理マニュアル等の更新や訓練などを進めます。

▶ **主な取組**：学校教育施設長寿命化計画の改定・推進、危機管理マニュアルの更新

施策3 安全・安心でおいしい学校給食を提供します

- 栄養バランスがあり、アレルギーにも配慮した安全・安心な給食を提供するとともに、安定的な提供に向けて施設・設備の計画的な維持更新や受益者負担の見直し等を行います。
- 食に関する知識の普及と望ましい食生活の実践・定着に向けた食育を推進します。

▶ **主な取組**：児童生徒に対する食育の推進、地場産食材の利用推進

施策4 家庭や地域と連携します

- 学校評価等の実施・公表やオープンスクールの開催など、地域に開かれた学校運営を推進します。
- 学校・家庭・地域が連携して子どもの学びや成長を支えるため、PTCA活動等を支援するとともに、コミュニティ・スクールの設置を推進します。
- 地域のスポーツ・文化団体等と連携し、中学校部活動の地域展開に向けた環境整備を進めます。

▶ **主な取組**：コミュニティ・スクールの設置、部活動の地域展開の推進

政策6 教育を支える環境を整える

施策5 適切な教育機会を確保します

- 経済的な課題を抱える児童生徒の保護者に対して、義務教育に係る費用の一部助成などを行います。
- 特別支援教育に関する研修の実施やコーディネーターの配置などを行い、障害のある児童生徒の状況に応じた支援・指導を行うとともに、家庭、教育、福祉の連携による特性の共有を通じた一貫的な支援を進めます。
- 帰国児童生徒や外国人児童生徒等の日本語指導が必要な児童生徒に対し、子ども多文化共生サポーター等を派遣します。

▶ **主な取組**：就学援助費等の支給、特別支援教育の推進、多文化共生教育の推進



市民に期待される役割

- 各家庭において、子どもが基本的な生活習慣や学習習慣などを身につけるようにします。
- 学校行事への参加や体験学習への協力などを通じて教育活動を支援します。



第2章

つながりによる安心とうるおいが 実感できるまち

政策1 地域福祉を充実する

政策2 地域医療を守る

政策3 市立西脇病院の機能を強化する

政策4 高齢者福祉を充実する

政策5 障害者福祉を充実する

政策6 社会保障制度を適正に運営する

政策7 社会的な自立を支援する

政策8 環境にやさしい市民生活を進める

政策9 地域の防災力を高める

政策10 犯罪・事故に遭わない地域をつくる

政策1 地域福祉を充実する

目指す姿

- 多くの市民が思いやりの心を持って、積極的に地域福祉活動に参加することで、全ての市民が支え合い、助け合いながら安心して暮らしています。

現状と課題

- 急速な人口減少や人々の意識・ライフスタイルの多様化などを背景に、地域のつながりが弱まっており、また、核家族や単身世帯が増加したことで、生活上の課題に家族で対応する機能も低下しています。こうしたことを背景に、社会的孤立やダブルケア、8050問題、ヤングケアラー、ひきこもり、セルフ・ネグレクトなど、課題の多様化・複雑化が進んでいます。
- そのため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできるような環境づくりとともに、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築が求められています。
- 本市においては、西脇市社会福祉協議会をはじめ、社会福祉法人やNPO法人、地域団体等により様々な社会福祉活動が推進されています。市民アンケートによると「地域福祉活動に取り組んだことがある市民の割合」は35%前後で推移していますが、地域福祉の担い手の高齢化、高齢者や女性などの社会参加、就労が進む中で、地域福祉活動に取り組む地域住民の減少が懸念されています。また、地域福祉における中心的な役割を担う民生委員児童委員については、令和4(2022)年12月の一斉改選で1.5万人以上の欠員が生じるなど、全国的に担い手確保の課題が顕在化しており、本市においても近い将来、同様の問題が生じることが懸念されます。
- 地域における支え合いや助け合いの取組が将来にわたって持続的に行われるよう、地域福祉に関する啓発や情報発信などを進め、市民一人ひとりの関心を高めていくこととともに、ライフスタイルや興味・関心、得意分野を生かせる仕組みづくりや地域福祉の担い手の負担軽減なども求められています。



まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
住民がともに支え合い、助け合って暮らしていると感じる市民の割合	53.3%	↑	53.3%

施策の展開

施策1 地域福祉を支える人材を育成・確保します

- 広報紙等によるボランティア活動の啓発やボランティア団体の相互交流の場を確保し、地域福祉に関する市民意識の向上を図ります。
- 地域の見守りや身近な相談の役割を担う民生委員児童委員の活動を支援するとともに、活動の負担軽減等に取り組み、人材確保を進めます。
- 社会福祉法人等による福祉人材の確保に向けた取組を支援します。
- 社会福祉協議会が実施するボランティア養成講座などを活用し、地域に潜在する人材の発掘や若い世代を含めた、多様な分野におけるボランティア人材の育成に努めます。

▶ **主な取組**：福祉教育の推進、民生委員児童委員活動事業

施策2 市民主体の地域福祉活動を支援します

- 地域福祉の中核的な役割を担う社会福祉協議会の活動を支援するとともに、地域福祉活動の拠点機能の強化を図ります。
- 社会福祉協議会ボランティアセンターへのコーディネーターの配置などにより、気軽にボランティアに参加できる環境づくりを進めます。

▶ **主な取組**：社会福祉協議会補助事業、ボランティア活動の支援

施策3 地域の安心ネットワークをつくります

- 地域の活動者間の情報共有や専門機関相互の連携を図り、地域課題や生活支援ニーズの把握と地域資源のネットワーク化を推進します。
- 高齢者、障害のある人、子どもなどの社会的な支援が必要な人について、地域や事業者等と連携した見守り体制を整備します。
- 関係団体の協働の促進や高齢者の社会参加、多様なサービスの充実等の推進を担う生活支援コーディネーターを養成・配置し、地域における支え合いを推進します。
- 複合的な課題を解決するため、多機関が協働する包括的な支援体制の確立を図ります。

▶ **主な取組**：生活支援体制整備事業、重層的支援体制整備事業、あんしんはーとねっと事業



市民に期待される役割

- 近隣の人との声掛けや見守り活動などの日常的な付き合いを通じて、顔の見える関係を築きます。
- 地域における支え合いの大切さへの理解を深め、近所同士の身近な支え合いやボランティア活動、講座などに参加、協力します。
- 高齢者や障害のある人、子どもなどが集える居場所や地域活動に参加しやすい地域をつくります。

政策2 地域医療を守る

目指す姿

- 市民一人ひとりが地域医療を守る意識を共有し、住み慣れた地域で生活しながら、状態に応じた適切に必要な医療を受けることができます。

現状と課題

- 厚生労働省の調査によると、令和3(2021)年度の国民医療費は初めて45兆円を突破し、過去最高を更新しました。年齢別の人口1人当たり国民医療費を見ると、45歳未満では20万円未満となっており、45～64歳でも30万円を下回っていますが、65歳以上では約75万円、75歳以上では約92万円と、年齢を重ねるほどに高額になっています。
- 二次保健医療圏となる北播磨地域においては、65歳以上人口は横ばいから減少に転じる見込みですが、75歳以上人口は令和22(2040)年まで増加が続く見通しです。令和7(2025)年に全ての団塊の世代が後期高齢者となる中、社会保障費の増大や医療・介護などの人材不足が懸念されており、医療費の抑制や病病連携・病診連携、デジタル技術の活用に取り組むなど、持続可能な医療体制の確保に向けた総合的な対応が必要となります。
- 病床数や一般診療所数、医師・看護師数などを人口当たりで比較すると、本市の数値は、いずれも県平均を上回っており、西脇市立西脇病院を中心とした地域医療体制は比較的充実しています。一方、地域の医療従事者における高齢化の進行、看護師の有効求人倍率の高止まりなどに加えて、令和6(2024)年度から医師を対象とした時間外・休日労働上限規制がスタートするなど、医療従事者を確保することがますます困難になっており、医療ニーズに対応した体制づくりが課題となっています。
- 本市における救急出動件数(急病)は、令和5(2023)年に1,581件となっており、5年前と比較して19%増加していますが、救急輸送人員に占める軽症者の割合は約12ポイント減少しました。救急出動件数は、後期高齢者人口の増加を背景に増加傾向が継続すると見込まれており、救急体制の確立とともに、適正な救急利用を進めることが求められます。また、救急車が到着するまでの救命処置は、命を救い、後遺症の軽減にもつながることから、市民一人ひとりが救命処置を実施できる環境を整備することも必要です。



まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
安心できる医療の環境が整っているまちと 感じる市民の割合	63.2%	↑	60.0%

施策の展開

施策1 地域の医療体制を守ります

- 限りある地域の医療資源を有効に活用するため、かかりつけ医の普及・定着や公立・公的病院を中心とした病病連携・病診連携を推進するとともに、適正受診の促進に向けた普及啓発を図ります。
- 北播磨地域医療連携システム等の更なる活用やオンラインでの資格確認など、医療サービスにおける質の向上や効率化に向けたデジタル技術の活用を調査・研究します。
- 医療需要の変化に対応し、持続的な地域の医療体制を確保するため、市民主体の地域医療を守る活動を支援します。

▶ **主な取組**：かかりつけ医の普及・定着の推進、医療費抑制に向けた取組

施策2 地域の医療従事者を育成・確保します

- 近隣市町と共同で開設する播磨看護専門学校で看護師を養成し、地域の医療人材の確保を図ります。
- 看護教育を行う大学等の実習受入れや看護職合同説明会等の開催支援など、看護師の養成・確保に向けた教育・医療・行政等の関係機関の連携を進めます。

▶ **主な取組**：播磨内陸医務事業組合負担金事業

施策3 救急医療の体制を充実します

- 多可町や西脇市多可郡医師会と連携して実施する休日急患センター事業や、私的二次救急医療機関への支援などを通じ、救急医療体制の持続的な確保を図ります。
- 救急需要の拡大・高度化に対応するため、救急車両の更新や救急救命士などの人材育成を図るとともに、適正な救急利用を啓発します。
- 自主防災組織等に対し、AEDの設置・適正管理を促進するとともに、救命知識・技術の普及のため、講習会などを実施します。

▶ **主な取組**：休日急患センター事業、北はりま消防組合負担金事業、私的二次救急医療機関への支援



市民に期待される役割

- 地域医療を有効に活用するために、かかりつけ医を持つなど、緊急性や症状に応じた医療受診を心掛けます。
- 救急医療に関心を持ち、積極的に救命知識・技術の習得に努め、実際に活用します。

政策3 市立西脇病院の機能を強化する

目指す姿

- 質の高い医療サービスの提供と健全な病院経営により、市立西脇病院が北播磨圏域北部の拠点病院としての役割を果たしています。

現状と課題

- 市立西脇病院は、兵庫県保健医療計画(以下「県医療計画」といいます。)で示す4疾病(がん、脳卒中、糖尿病、精神疾患のうち認知症)と3事業(救急医療、災害医療、へき地医療)について指定を受けています。北播磨医療圏における専門医療の提供や診療拠点機能を担っており、高度な医療サービスの安定的な提供に向け、医療機能を強化するとともに、経営の健全化を進めていくことが求められます。
- 県医療計画によると、県全体では急性期病床が大きく過剰である一方で、回復期病床が不足しています。また、北播磨医療圏では急性期病床と慢性期病床が過剰、高度急性期病床と回復期病床が不足している状況にあるとされており、医療需要については今後減少が見込まれています。こうした現状と将来への見通しを踏まえ、圏域における連携体制の強化を図るとともに、バランスの取れた病床整備に向けて、必要な医療機能への転換など持続可能な医療のあり方を検討していくことが必要です。
- 市立西脇病院では、コロナ禍における様々な影響を受けて看護師が減少し、回復期リハビリテーション病棟の一部を休床している状況にあり、また、医師についても、都市部への偏在が進み、一部の診療科では常勤医が不在となる状況にあります。研修医や若手医師を確保・育成できる基盤や魅力の創出とともに、働きやすい職場環境の整備などを通じて、医療従事者を継続的に確保し、常勤医不在の診療科や休床の解消を図っていくことが必要です。
- 後期高齢者が増加していく中で、在宅医療や救急医療に対するニーズが高まると予想されています。地域医療支援病院として、開業医などとの病診連携や介護・福祉施設との連携を深め在宅医療を推進していくとともに、災害・救急時に備えて救急医療体制を充実していくことが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の対応では、発熱外来、検査体制を整備するとともに、既存病床を閉鎖して感染症専用病床を設置し、重点医療機関として入院患者の受入れを行いました。新型コロナウイルス感染症対応により蓄積されたノウハウや全体の医療提供体制等に影響が生じたことも踏まえ、地域の中核病院として新興感染症発生時への備えを進めていくことが必要です。



まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
病院事業の経常収支比率	98.2%	↑	100%超

施策の展開

施策1 病院事業の経営基盤を強化します

- 新たな施設基準の取得や受診環境の改善、病診連携等の推進などにより入院・外来収益を確保するとともに、療養環境への影響を考慮しながら経常経費の削減や後発医薬品の採用などを進めます。
- 医療機器等の計画的な導入、効率的な運用に向けて医療機器整備計画を策定するとともに、電子カルテシステムの活用をはじめとした医療DXへの対応を進めます。
 - ▶ **主な取組**：経営基本計画の改定・推進、診療報酬改定への対応

施策2 診療体制を充実します

- がんや脳卒中、糖尿病、精神疾患などの治療体制を構築するとともに、多職種が連携するチーム医療を推進し、地域中核病院として急性期医療、回復期医療を提供します。
 - ▶ **主な取組**：県がん診療連携拠点病院の継続、チーム医療の推進、医療安全・感染対策

施策3 西脇病院の医療従事者を確保・育成します

- 職場環境の改善や医師事務作業補助者等の配置、修学資金の貸与などにより、医療従事者を確保するとともに、研修等の実施・支援により医療従事者の資質・意欲向上を図ります。
- 新興感染症の拡大に備え、感染症専門医、感染症認定看護師、感染制御専門薬剤師等の育成に努めます。
 - ▶ **主な取組**：医師事務作業補助者等の配置、専門医研修プログラム等の整備、修学資金の貸与

施策4 病病連携・病診連携を推進します

- 地域医療支援病院として、紹介や逆紹介の推進、情報交換等に積極的に取り組み、地域の医療機関との機能連携及び機能分担を進めます。
- 北播磨医療圏や隣接する丹波医療圏の拠点病院等との連携を推進するとともに、在宅支援を行う地域の福祉施設や医療機関との連携強化を図ります。
 - ▶ **主な取組**：開業医・近隣病院との連携強化、在宅医療への支援

施策5 災害時・救急時の医療体制を確保します

- 時間外での救急搬送患者の受入れがより円滑に行われるよう、医師を含めた職員配置体制を検討・整備します。
- 災害備蓄品の確保、DMATの充実などを進めるとともに、院外で実施される広域災害訓練への参画など、災害医療救急体制を整備します。
 - ▶ **主な取組**：救急医療・災害医療の提供体制の整備、DMATの派遣



市民に期待される役割

- 地域医療の重要性を伝える取組などに関心を持ち、市立西脇病院を含めた地域医療の現状への理解を深め、緊急性や症状に応じた医療受診を心掛けます。

政策4 高齢者福祉を充実する

目指す姿

- 高齢者が、住みたい地域でともに支え合いながら、自立して、自分らしく安心して暮らしています。

現状と課題

- 我が国の令和5（2023）年の65歳以上人口は3,622万人で前年から微減となりましたが、高齢化率は29.1%と増加し、世界で最も高くなっています。令和5（2023）年4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」では、令和22（2040）年時点の65歳以上人口を3,928万人、高齢化率を34.8%と見込んでいます。医療・介護双方のニーズを有する要介護高齢者の増加が見込まれる一方で、現役世代の減少が顕著となり、財政的な負担の拡大に加えて、高齢者介護を支える人材の確保も大きな課題となります。
- 本市においては、令和6（2024）年4月現在の高齢者数は13,093人で、高齢化率は34.5%となっており、一部の地区では40%を超過している状況です。65歳以上人口は令和2（2020）年度をピークに減少傾向にあり、今後も減少していくと見込まれていますが、より医療・介護ニーズの高い75歳以上人口は令和7（2025）年ごろまで、85歳以上人口は令和17（2035）年ごろまで増加していくとされています。また、直近10年間で高齢者単身世帯は41%、高齢者夫婦のみ世帯は18%増加しており、今後も増加傾向が続くと見込まれるなど、高齢者を取り巻く環境が大きく変化しています。
- 今後、地域医療構想に基づいて病床の削減や機能転換を進めることとされており、また「最期を自宅で迎える」ことを希望する人も多いことから、在宅で療養する高齢者が増加していくと見込まれています。高齢者の地域における生活を支えるために、地域共生社会の理念も踏まえながら地域全体で高齢者の生活を支える体制を整備していくとともに、多様化・複雑化する高齢者のニーズを踏まえながら、自立した生活を支援するサービスを持続的に提供できる体制を整えていく必要があります。
- 認知症の人の増加などを背景に、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が令和6（2024）年1月に施行されました。予備軍も含めた認知症の患者数は、令和12（2030）年に1,000万人を超え、高齢者の約30%が該当するとの推計も出されています。本市においても、要介護認定を受けた後期高齢者のうち22.3%が認知症、16.1%がアルツハイマーと診断されています。認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう認知症施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。



まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
高齢になっても安心して暮らし続けられるまちとを感じる市民の割合	36.5%	↑	40.0%

施策の展開

施策1 高齢者の生活を支援します

- 食事、ごみ出し等の生活支援や見守りなど地域での生活に必要なサービスについて、関係団体や地域等と連携した支援体制により提供します。
- 在宅介護用品の提供、介護者相互の交流機会の創出などにより、家族介護者等による在宅介護を支援します。
- 公共交通を利用することができない要介護高齢者に対し、外出・移動を支援します。

▶ **主な取組**：生活支援体制整備事業、要介護認定者移動支援事業

施策2 介護サービスの利用基盤を整えます

- 中重度の要介護者や医療ニーズが高い人の在宅生活を支援するサービスを充実します。
- 在宅生活が困難な重度の要介護者や認知症の人が安心して暮らせるよう、施設・居住系サービスの提供基盤を確保します。
- 増大する介護ニーズに対応できる質の高い介護人材について、関係機関や事業所などが安定的に確保できるように支援します。

▶ **主な取組**：地域密着型サービスの充実、介護分野資格取得の支援、老人保健施設の運営手法の検討

施策3 地域包括ケアシステムを推進します

- 地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の充実、支援ニーズの複合化・複雑化に対応する多機関協働の推進などにより、地域包括ケアシステムを深化・推進します。
- 在宅医療と介護に関わる多職種の連携を推進し、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築を目指した取組を進めます。

▶ **主な取組**：地域包括支援センターの機能強化、在宅医療・介護連携推進事業

施策4 認知症の人やその家族を支援します

- 認知症に関する正しい知識の普及・理解の促進に努めるとともに、認知症予防への取組、認知症の人の意向を尊重したサービス提供、社会参加支援等を推進します。
- 認知症患者の増加を踏まえ、高齢者の権利や尊厳を守り、住みたい地域で継続して暮らすための支援体制を確保します。

▶ **主な取組**：認知症相談窓口の充実、認知症の早期発見・早期対応、権利擁護事業



市民に期待される役割

- 介護に対する理解を深め、一人ひとりが要介護者の支援をはじめとした地域福祉の担い手としての意識を持ちます。
- 制度やサービスについて、広報紙やホームページ、パンフレットなどを通じて情報収集し、必要な情報が得られない場合には、関係機関や行政に積極的に相談します。

政策5 障害者福祉を充実する

目指す姿

- 障害のあるなしにかかわらず、全ての人が互いに尊重し認め合いながら、住みたい地域の中で自分らしく、安心して暮らしています。

現状と課題

- 我が国では、平成25(2013)年度に障害者自立支援法から障害者総合支援法に改正されて以降、障害者の定義に難病等を追加したことをはじめ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための取組が進められています。また、医療的ケア児の生活を社会全体で支えることを目指す医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律や、障害者の地域生活や就労の支援強化等を図る改正障害者総合支援法が施行され、本市においても、令和5(2023)年度に策定した障害者基本計画等に基づいて様々な施策を展開しています。
- 本市の障害者手帳所持者数は減少傾向にありますが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、人口比ではほぼ横ばいで推移しています。令和4(2022)年度に実施した障害者福祉に関するアンケート調査によると、将来への不安を感じながらも、多くの方が自宅や地域での生活を希望しており、障害のある人が地域の中で安心して暮らせるように、重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、障害の特性やライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実が求められています。
- 障害のある又はその可能性がある子どもの発達には、早期発見と適切な時期に十分な療育を受けることが重要となります。本市においては、療育を必要とする子どもは年々増加しており、保護者の将来への不安を軽減できるような相談・支援体制を確保していくこととともに、ライフステージにおける切れ目のない一貫した支援、子どもの成長段階や障害特性に応じた適切な療育を進めていく必要があります。
- 就労は、障害のある人が社会とつながりを持ちながら、経済的に安定した生活を送る上で重要なものです。アンケート調査等からは、就労継続支援や就労移行サービスへのニーズの高まりがみられ、また、教育・訓練施設の充実や就労できる会社等の増加が求められています。本市では、関係機関と連携し就労支援を進めていますが、障害のある人への理解の促進や、能力や適性に応じて安心して働ける多様な職場の創出が必要になります。
- 令和6(2024)年4月に改正された障害者差別解消法では、合理的配慮の提供が民間事業者の努力義務から法的義務となるなど、より一層社会的な障壁を取り除くための法整備が進められました。また、令和4(2022)年に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、障害者による情報の取得・利用及び意思疎通に係る施策を推進していくこととされています。障害に対する理解を深め、不当な差別を解消し、合理的配慮を促進することで、安心して暮らせる地域をつくる必要があります。

まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
障害のある人もない人も、互いに理解し、尊重し合っていると感じる市民の割合	40.0%	↑	43.0%



施策の展開

施策1 障害のある人の生活を支援します

- 障害者基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制を確保するとともに、関係機関等と連携した相談支援ネットワークの充実を図ります。
- 個々のニーズと実態に応じた障害福祉サービス等の質的・量的充実を図るとともに、障害のある人の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点による支援の充実を図ります。
- 重度障害者等に対する医療費助成や各種手当の支給、障害年金の利用促進等により、障害のある人の経済的な安定に向けた支援を行います。
- 発達に課題がある子どもの早期発見・早期療育体制を確保し、関係機関と連携した切れ目のない支援体制の充実を図ります。
- 医療的ケア児等コーディネーターの育成や支援体制の整備に取り組みます。

▶ **主な取組**：障害者相談支援事業、重度障害者等医療費助成事業

施策2 障害のある人の社会参加を支援します

- 障害者の社会参加や自立促進に向け、関係機関と連携し、職業訓練から就職・職場定着までの一貫した支援を行うほか、一般就労が困難な人には働く機会や場の提供、一般就労に向けた能力向上の支援を行います。
- 障害種別や状況に応じた情報発信・提供を進めるとともに、手話通訳・要約筆記者やICTを活用したコミュニケーション環境の充実を図ります。
- 障害のある人の多様な社会活動を促進するため、移動支援を行うとともに交流機会の拡充に取り組みます。

▶ **主な取組**：就労移行支援・就労継続支援事業、障害者移動支援事業

施策3 障害への理解を広げます

- 相談支援事業所と連携し、虐待に対する相談支援体制の充実を図るとともに、障害のある人の権利擁護と虐待防止に係る意識啓発に努めます。
- 市障害者差別解消の推進に関する職員対応要領に基づいた合理的配慮等を行政として徹底するとともに、事業者等に対し不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供などの普及・啓発を行います。

▶ **主な取組**：障害者差別解消に向けた啓発活動、虐待相談支援、手話言語条例の推進



市民に期待される役割

- 障害のある人自身が、必要なサービスを利用しながら、社会参加を行います。
- 障害のある人の人権を尊重し、障害があっても安心して暮らせる生活環境や地域活動の参加機会のある地域をつくります。
- 事業者は、障害のある人の雇用拡大や障害の特性に合った就労環境の整備などに努め、合理的配慮を提供します。

政策6 社会保障制度を適正に運営する

目指す姿

- 社会全体で支え合う社会保障制度が適正に運営され、全ての市民が安心して安定した生活を送ることができています。

現状と課題

- 本市の生活保護受給者は、令和5（2023）年度平均で173世帯（205人）となっています。このうち65歳以上の高齢者世帯は被保護世帯の約65%を占めており、保護費の約6割を医療扶助費が占める要因の一つとなっています。支援を必要とする人に確実に保護を行うという生活保護制度の基本的な考え方を維持しつつ、制度の安定的な運用に向けて、就労・自立支援の強化や医療扶助の適正化などが求められます。
- 本市の令和5（2023）年度末現在の介護保険第1号被保険者は13,116人で、令和2（2020）年度以降、減少傾向に転じていますが、要支援・要介護認定者は2,761人で介護保険制度の開始以降増加し続けています。また、それに伴って、保険給付費は増加傾向が続いており、制度を将来にわたって安定的に運用していくために、介護予防などの充実と合わせて、保険料収入の確保、給付の適正化などが必要です。
- 本市の令和5（2023）年4月1日現在の国民健康保険被保険者数は7,053人で、このうち65歳以上の高齢者が約半数を占めています。保険税収入が減少する一方で1人当たりの医療費は増加傾向が続いており、制度を安定的に運営していくために、保険税収入を確保するとともに、医療費適正化などを推進することが求められています。また、国民健康保険制度の安定的な運営に向けて、平成30（2018）年度から県が国民健康保険の財政運営の責任主体となっており、市町の標準保険料率への移行目安時期となる令和9（2027）年度に向けて、保険料の統一や市町事務の標準化・共同化を進めていく必要があります。
- 後期高齢者医療制度は、急激な高齢化の進行による被保険者の増加や医療の高度化などにより、医療費が年々増加しています。こうしたことを背景に、令和6（2024）年度には、全ての国民が、年齢にかかわらず、その負担能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことが重要として、保険料についての制度改正が行われたところです。運営主体である兵庫県後期高齢者医療広域連合と連携して、制度の趣旨、内容を正しく周知するとともに、持続可能で健全な運営に努めることが必要です。
- 国民年金事務は法定受託事務であり、近年は保険料の納付率は増加傾向にあります。無年金による将来的な生活困窮を防ぐため、日本年金機構との連携の下、国民年金制度の周知・啓発や保険料の納付督促を行っていく必要があります。



まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
社会保障制度の手続・相談の窓口を知っている市民の割合	61.9%	↑	65.0%

施策の展開

施策1 生活保護制度を適正に運営します

- 生活保護実施要領等に基づき生活保護制度を適正に運営し、相談・指導を適切に行うとともに、就労支援員やハローワークとの連携による自立に向けた支援を行います。
- 生活習慣病の予防や後発医薬品の利用促進などにより、医療扶助費の適正化を図ります。

▶ **主な取組**：生活保護事業、医療扶助費の適正化の推進

施策2 介護保険制度を適正に運営します

- 介護保険制度を安定的に運営するため、介護保険料の収納率向上や制度の周知・啓発を行うとともに、介護給付の適正化及び介護サービス事業者への指導監督などを推進します。

▶ **主な取組**：介護保険制度の周知・啓発、介護サービス事業者の指導・監督、介護給付の適正化の推進

施策3 国民健康保険制度を適正に運営します

- 国民健康保険制度を安定的に運営するため、国民健康保険税の適正賦課及び収納率向上を図るとともに、レセプト点検や後発医薬品の利用促進など、保険給付や医療費の適正化を進めます。
- 令和9(2027)年度を目途に保険料水準の統一を図るとともに、市町事務の標準化と共同実施を進めます。

▶ **主な取組**：保険給付事業、国民健康保険事業事務の広域化への対応

施策4 後期高齢者医療制度を適正に運営します

- 兵庫県後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療制度の安定運営に協力します。

▶ **主な取組**：後期高齢者医療事業、保険料収納率の向上

施策5 国民年金制度を啓発・推進します

- 広報紙での啓発や相談業務などにより、国民年金制度に関する理解を促進するとともに、加入促進や保険料の納付督促を行い、国民年金制度の安定化を図ります。

▶ **主な取組**：国民年金制度の啓発・相談事業



市民に期待される役割

- 相互に連帯して支え合うという社会保障制度に対する理解を深め、保険料などを適切に負担します。
- 社会保障制度に関心を持ち、必要が生じたときは、行政窓口などで相談し、各種制度を適切に活用します。

政策7 社会的な自立を支援する

目指す姿

- 支援を必要とするひとり親家庭や高齢者、生活困窮者などが、それぞれの状態に応じた支援によって、社会的に自立でき、安心して暮らしています。

現状と課題

- 国民の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要とされる中、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援することを目的とした生活困窮者自立支援法が平成27(2015)年度に施行されました。生活困窮者の自立を支援するため、関係機関との連携の下で、生活困窮者を早期発見し、包括的な支援につなげていくことが求められており、当事者が抱える様々な問題や課題の解決を図りつつ、就労可能な生活困窮者に対しては、経済的、社会的な自立を目指して、それぞれの能力に応じた就労支援を積極的に行っていく必要があります。また、社会の変化により、個人と社会及び他者との関わりが希薄になる中で、孤独・孤立の状態にある者の問題が深刻化しつつあるとされています。こうした中、令和6(2024)年4月に孤独・孤立対策推進法が施行され、幅広い情報発信や相談体制の整備をはじめとした総合的な孤独・孤立対策を推進することとされています。
- 令和5(2023)年度に実施したひとり親家庭アンケートでは、ひとり親の9割近くが就労していますが、正規雇用、パート・アルバイトがそれぞれ約4割となっており、物価高騰の影響なども合わさって経済的な不安を抱える方は2割を超えています。また、子どもに関して「教育・進路」「健康・発達」などの面で悩みを抱えているほか、仕事と子育ての両立などから家庭生活にストレスを抱えているケースもあります。収入面で厳しい状況に置かれているひとり親家庭に対して、経済的な支援を行うとともに、悩みや不安感、孤独感の軽減などの精神的な支援も求められます。
- 平成28(2016)年に施行された成年後見制度利用促進法は、認知症や障害のある人に対して、財産管理や契約などの支援を行うものであり、自己決定権の尊重や身上保護を重視しています。今後も認知症患者の増加などが見込まれており、成年後見制度に対するニーズは高まっていくものと考えられますが、市民の認知度や関心は低い状況にとどまっています。本市では、令和2(2020)年に西脇市成年後見制度利用促進基本計画を策定・推進し、成年後見支援センターの開設などに取り組んでいるところであり、今後も同計画に基づき、地域連携ネットワークなどを活用しながら、本制度の一層の周知と利用促進を進めていく必要があります。



まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
自立支援件数	40件	↑	44件

施策の展開

施策1 生活困窮者等の自立を支援します

- 相談支援員を配置して生活困窮者等からの相談に応じるとともに、家計改善や健康管理に向けた支援など、生活困窮者自立支援法等に基づく総合的な支援を行います。
- 生活困窮者等の経済的、社会的な自立に向け、ハローワークなどの関係機関と連携しながら就労等に向けた支援を行います。
- 外出しづらい等の状態にある人やその家族等の相談に応じるとともに、関係機関と連携しながら社会復帰に向けた継続的な支援を行います。

▶ **主な取組**：自立相談支援事業(相談支援・就労支援)、ひきこもり相談・支援

施策2 ひとり親家庭を支援します

- 母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭などの包括的な相談と生活支援を実施するとともに、精神的な負担軽減に向けた当事者の相互交流を促進します。
- ひとり親家庭の生活基盤の安定等と経済的な自立に向け、児童扶養手当等の給付や医療費の助成、家庭の状況に応じた就学・就労支援などを行います。
- ひとり親家庭の生活の安定に向けて、関係機関と連携しながら養育費の確保に向けた相談・支援を行います。
- ひとり親家庭の子どもに対し、基本的な生活習慣の習得支援や体験活動・学習の機会の創出を図ります。

▶ **主な取組**：児童扶養手当支給事業、ひとり親家庭自立支援給付金事業、養育費確保支援事業

施策3 成年後見制度の利用を促進します

- 成年後見支援センターを中心に、成年後見制度に対する理解を深めるための啓発や制度の利用促進を図るとともに、地域連携ネットワークの構築を進めます。
- 判断能力が十分でない人が地域で本人らしい生活を送れるよう、福祉サービスの利用手続や金銭管理の援助等の支援を行います。
- 成年後見の申立てをする親族がいない人や費用負担が困難な人等に対し、必要に応じて市長による申立てや経済的な支援を行います。
- 市民目線で地域に密着した支援を行える市民後見人の育成に努めます。

▶ **主な取組**：成年後見制度利用支援事業、地域連携ネットワークの構築



市民に期待される役割

- 自ら進んで自立を図り、生活の安定・向上に努めます。
- 様々な福祉制度に対して理解を深めるとともに、助けを求めることができない人を見つけた場合は、支援につなげる手助けをします。
- 事業者はひとり親や就労可能な生活困窮者などの雇用に努めます。

政策8 環境にやさしい市民生活を進める

目指す姿

- 市民一人ひとりが環境への関心や理解を深め、環境負荷が少ない生活を送ることで、自立・循環型のまちになっています。

現状と課題

- 令和4(2022)年度の全国のごみ総排出量は約4,000万トン、1人1日当たりごみ排出量は880gとなっており、5年前と比較してそれぞれ6%、4%減少していますが、リサイクル率は微減、最終処分場残余容量は6%減と厳しい状況が続いています。本市においては、令和3(2021)年度の1人1日当たりのごみ排出量は806gと県内で低い水準を維持していますが、食べ残しや未利用食品などの食品ロスが多く発生しています。また、発生した廃棄物のうち、回収した資源量の割合となるリサイクル率は11.9%と県内35位にとどまっており、10年前と比較して8ポイント程度低下しています。更なるごみ排出量の減少と資源化を促進するため、ごみ分別の周知・徹底に関する普及啓発を進め、環境にやさしいライフスタイルへと行動変容を促すとともに、事業者との協働によって環境負荷が少ない取組を実施していくことも重要です。
- 近年、猛暑や大雨などの異常気象や干ばつ・洪水の発生など、地球温暖化による影響が全国各地で現れており、その対策は国内外を問わず喫緊の課題となっています。安全・安心な環境を次世代に引き継いでいくためにも、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動(デコ活)を実施するなど、地域全体で、カーボンニュートラルの実現に向けて取り組んでいくことが求められています。
- 本市では、温室効果ガスの削減に向け、創エネ・省エネ設備などの導入支援や市民一人ひとりの省エネ行動の促進などに努めていますが、こうした取組をさらに強化するとともに、市民や事業者、行政などが協働して、身近なことから地球温暖化対策を実践することが必要です。
- 市内では環境活動団体による啓発活動が精力的に行われていますが、人材の固定化など継続的な活動に向けた課題を抱えています。このため、関係機関とも連携しながら、新たな人材や組織の育成に努め、その活動を支援する必要があります。また、現在整備を進めている新たなごみ処理施設も活用しながら、市民の環境意識を高める取組を進め、ごみ問題やごみの減量に対する意識の高揚を図っていくことが求められます。



まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
日頃から節電・省エネに取り組んでいる市民の割合	66.7%	↑	70.0%
環境に配慮した製品を選んでいる市民の割合	43.1%	↑	50.0%

施策の展開

施策1 ごみの減量を進めます

- 買い物時のマイバッグ使用などによるごみの発生抑制(リデュース)とともに、不用品譲り合いなどの再利用(リユース)を進めます。
- 古紙等の回収やデジタル活用等によるごみ分別の徹底などを通じて、再生利用(リサイクル)を推進します。
- フードドライブやフードバンクの取組を通じて、食品ロスの削減を進めます。

▶ **主な取組**：ごみ分別の普及・啓発、ごみ減量化・資源化推進事業

施策2 カーボンニュートラルに向けた取組を進めます

- 市が事業者として、創エネ・省エネ設備の導入、省エネ行動の実践に率先して取り組むなど、温室効果ガスの排出削減を進めます。
- 市民による家庭用創エネ・省エネ設備などの導入を支援するとともに、省エネや環境負荷の低減に向けた主体的な取組を促進します。
- 事業者による省エネ設備や再生可能エネルギーの導入等を支援するとともに、ひょうご産業SDGs推進宣言事業等への参画を促進します。
- 再生可能エネルギーの活用によるエネルギーの地産地消などの導入を研究します。

▶ **主な取組**：エネルギー有効活用促進事業、西脇市役所地球温暖化対策実行計画の改定・推進

施策3 環境を守る意識を高めます

- 学校における環境教育を進めるとともに、環境に関する情報を積極的に発信し、子どもから高齢者まで、誰もが情報収集や学習をすることができる機会を提供します。
- 環境教育等の指導者の育成や発掘など、環境に関する知識を有する人材を確保します。
- 環境活動団体や地域による主体的な環境保全活動を支援するとともに、多様な主体の協働による事業展開を図ります。

▶ **主な取組**：学校園、地域等における環境学習等の推進、環境活動団体等の支援



市民に期待される役割

- 分別などごみ搬出のルールを守り、家庭や事業所から発生するごみの減量に取り組みます。
- 環境問題に関心を持ち、省エネや省資源につながる行動を心掛け、環境にやさしいライフスタイルを実践するとともに、環境保全活動への参加に努めます。
- 事業者は、省エネ設備等の導入や3Rを意識した事業活動など、環境に配慮した持続可能な経営に努めます。

政策9 地域の防災力を高める

目指す姿

- 災害や不測の事態の発生時における見守りや声掛け、災害・危機対応など、多様な主体の連携により地域の防災力が高まることで、市民の生命や財産が守られています。

現状と課題

- 世界気象機関によると、気象災害の発生件数は50年間で5倍近くに増加しているとされており、我が国においても平成30(2018)年7月豪雨や令和2(2020)年7月豪雨など、毎年のように豪雨災害による被害が生じています。河川の合流部に位置している本市は、地形的に浸水被害を受けやすい状況にあり、また、南海トラフや御所谷断層帯、山崎断層帯を震源とした大地震の影響を受けることも想定されています。大規模災害の発生時には、行政だけの対応には限界があり、市民一人ひとりが防災意識を高めるとともに、地域で防災活動に取り組むことにより、減災を進めることが必要です。
- 本市では、全ての自治会で自主防災組織が設立され、防災訓練や避難訓練が各地で実施されていますが、役員の交代や高齢化の進行、そしてコロナ禍の活動抑制などもあり、防災活動の継続性の確保やノウハウの継承などが課題となっています。一方、核家族化や高齢化の進行に伴って、災害弱者となる一人暮らし高齢者などの要援護者が増加していくと見込まれており、地域でのつながりの希薄化などが懸念される中、自主防災組織の役割はますます重要性が高まってきます。このため、関係機関や地域住民、事業者などが連携して自主防災組織の体制強化や防災活動の活性化に取り組み、地域全体で防災力を高めていくことが必要です。
- 消防団の初動体制や後方支援体制の確保を図るため導入した消防団機能別団員数は微増傾向にあるものの、人口減少や新入団員の減少、市外で就労する者の増加などにより団員数は減少しています。消防団は、地域防災の中核を担うものであり、地域コミュニティでも重要な役割を果たしている現状などを踏まえて、団員の処遇改善などに取り組んできたところですが、引き続き、消防団組織の充実を図るとともに、消防団活動の負担軽減、役割の明確化、地域の特性を考慮した消防団組織の再編などについて、地域とともに検討を進めていく必要があります。
- 近年、本市では大きな地震や水害などに被災していないこともあり、防災活動への参加や事前防災に取り組んでいる市民の割合が低下傾向にあるなど、防災意識の低下が懸念される状況にあります。市民の防災意識を高め、災害時に適切な行動がとれるよう、積極的な防災情報の発信や災害リスクの見える化を進めるとともに、増加する高齢者や外国人など、個々のニーズに合わせた情報提供に努めていくことが必要です。



まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
自分たちの生命・財産は自分たちで守るという意識を持つ市民の割合	91.9%	↑	91.9%

施策の展開

施策1 自主防災組織の活動を支援します

- 自主防災組織が地区防災計画に基づいて実施する防災訓練や避難訓練等について、関係機関と連携して支援するとともに、県等の支援制度を活用しながら自主防災組織の機能強化を図ります。
- 民生委員児童委員や自治会などと協力・連携し、ひとり暮らし高齢者など災害時要援護者の把握や個別避難計画の作成を進めるとともに、当該計画に基づく自主防災組織による避難訓練の実施を支援します。

▶ **主な取組**：自主防災組織の活動支援、災害時要援護者名簿の作成支援、個別避難計画の作成

施策2 消防団の活動を支援します

- 消防車両をはじめとした消防防災施設の整備を支援するとともに、社会情勢の変化に応じた消防資機材の整備を進めます。
- 消防団員の加入促進や団員が地域で活動しやすい環境づくりに取り組むとともに、不在となる団員が多い昼間消防活動を中心に、消防団機能別団員制度の充実を図ります。
- 地域の防災力の確保を念頭に、社会情勢と地域特性を考慮した消防団組織の再編を自治会や消防団と連携して検討します。

▶ **主な取組**：消防団車両・資機材等の整備、消防団組織の再編検討

施策3 市民の防災意識を高めます

- ハザードマップの作成・配布やマイタイムラインの作成支援などを通じて、市民の防災・減災意識の高揚を図り、災害時への備えを促進します。
- 災害時のライフラインや交通手段の遮断などに備え、乳幼児や障害のある人、高齢者、女性など、それぞれの特性を踏まえた物品の備蓄を促進します。
- 気象警報や火災情報などの緊急情報を配信するにしわき防災ネットの登録を促進するとともに、情報の受け手に応じた効果的な情報伝達手段の導入について検討を進めます。

▶ **主な取組**：ハザードマップの更新・普及啓発、マイタイムラインの作成支援、災害時備蓄品の充実、にしわき防災ネットの登録推進・運用



市民に期待される役割

- 防災意識を高め、非常持ち出し品の準備や指定避難所の把握、マイタイムラインの作成など、災害に対する事前の備えを行うとともに、防災訓練などに参加します。
- 災害時には、ひとり暮らしの高齢者などを含め、地域の中で声掛けなどを行うとともに、避難所などに安全に避難・誘導します。
- 地域の消防団活動への理解を深めるとともに、積極的に参加・協力をを行います。
- 事業者は、事業継続計画の作成や防災訓練等を実施するとともに、従業員の消防団活動に対して配慮に努めます。

政策10 犯罪・事故に遭わない地域をつくる

目指す姿

- 市民一人ひとりの意識の向上と環境整備が図られることで交通事故や犯罪、消費者被害が減少し、市民が安心して生活しています。

現状と課題

- 全国の交通事故発生件数は減少傾向にあり、令和4(2022)年の交通事故発生件数及び負傷者数は18年連続で減少、交通事故死者数は過去最少を更新しましたが、アクセルやブレーキの踏み間違いによる死亡事故など、悲惨な交通事故は後を絶ちません。本市においては、交通事故件数(人身事故)及びそれに伴う傷者数は、平成27(2015)年以降、一時的な増加を除いて減少傾向が続いていますが、直近5年間で6人の方が亡くなられています。今後も交通事故の抑止及び交通事故死者ゼロの継続を目標に、自転車を含めた交通マナーの向上や交通ルールの徹底を図るなど、関係機関と連携し、市民一人ひとりの交通安全意識の向上に取り組む必要があります。
- 消費活動のグローバル化や情報通信社会の進展に伴い、消費者問題も多様化・複雑化しており、特に特殊詐欺やサイバー犯罪など、新たな形態の消費者被害やトラブルが大きな課題となっています。本市における消費者相談は、不審なメールや電話に関するものが多く、インターネット上での架空料金請求詐欺などの相談が増加傾向にあり、相談者の4割以上が高齢者となっています。一方、成年年齢の引下げに伴い、低年齢層における消費者トラブルの増加も懸念されることから、より幅広い年齢層に対して、消費生活センターの取組についての理解を広めていく必要があります。また、消費者被害の未然防止に向けて、消費者が正確な知識と的確な判断力を身につけられるよう、啓発などを充実していくことが求められます。
- 本市のアンケート調査によると「住んでいる地域は、治安が良く、安心して暮らせる」と回答する割合は県平均よりも高く、刑法犯認知件数(人口当たり)は県内でも比較的低い水準を維持しています。この要因として、犯罪抑止力の高い地域づくりが進んでいることが挙げられますが、引き続き、防犯グループをはじめとした地域の防犯活動を支援していくとともに、夜間の犯罪防止や登下校時の安全確保等に向けて、防犯カメラの設置や防犯灯の整備などを進めていく必要があります。



まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
治安が良く、安心して暮らせると感じる市民の割合	73.8%	↑	70.5%

施策の展開

施策1 交通安全を推進します

- 近年の交通事故の特性を踏まえ、高齢者や子ども、自転車利用者などを念頭に、交通安全教室や広報啓発などの交通安全対策を進め、交通安全意識と交通マナーの向上を図ります。
- 県の自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例にのっとり、自転車損害賠償保険等の加入促進と、自転車の適正利用の普及啓発を行います。

▶ **主な取組**：交通安全教室事業、自転車の適正利用の促進

施策2 消費者の生活を守ります

- 消費生活センターでの専門相談員による消費生活・多重債務相談の充実を図り、消費生活に関する被害救済や問題解決に向けた支援を行います。
- 消費者被害の未然防止に向けた情報提供や市民への出前講座などの消費者教育を進め、消費者の知識や判断力の向上を図ります。

▶ **主な取組**：消費生活・多重債務相談事業、消費者教育・啓発の推進、特殊詐欺防止対策の推進

施策3 防犯対策を推進します

- 子どもの見守り活動など防犯グループが実施する地域に根ざした防犯活動を支援するとともに、当該活動への住民参加を促進します。
- 夜間の犯罪防止や通学時の安全確保のため、防犯カメラの設置を支援するとともに、防犯灯の整備や青色回転灯装着車などによる巡回を実施します。
- 犯罪被害者等が抱える様々な問題について総合的な相談や情報発信を行うとともに、平穏な生活の回復に向けた支援を行います。
- 犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を目指す保護司会の活動を支援します。

▶ **主な取組**：防犯グループの活動支援、防犯カメラの設置支援、防犯灯設置・更新の推進



市民に期待される役割

- 交通安全教室などに参加し、交通安全の意識を高め、交通ルールを遵守します。
- 消費生活に関する知識を習得し、自身を守る意識を高めるとともに、被害のおそれがある人への声掛けなどに努めます。
- 戸締りなど自らできる防犯対策を講じるとともに、地域のコミュニティを大切にし、地域における防犯活動への参加に努めます。

第3章

安全で快適な生活基盤が整うまち

政策1 防災基盤を整備する

政策2 道路を整備する

政策3 公共交通を守る

政策4 水道供給と汚水処理を行う

政策5 生活環境を守る

政策6 計画的な都市づくりを進める

政策7 快適な住まいづくりを進める

政策1 防災基盤を整備する

目指す姿

- 市民の生命や財産を守る防災基盤が整うとともに、不測の事態に備える体制が整備され、安全・安心に暮らせるまちになっています。

現状と課題

- 気候変動に伴い激甚化・頻発化している豪雨災害や、近い将来に発生する可能性が高いとされる南海トラフ地震など、日本各地で自然災害に対するリスクが高まっています。市民の生命や財産を守るため、頻発する自然災害への対策を強化するとともに、新たな感染症等に対しても、平時から備えておくなど、危機管理体制の強化が求められています。
- 本市においては、災害時に災害対策本部としての機能を担う市庁舎の整備が完了し、防災拠点としての機能が強化されましたが、大規模災害時を想定した行政運営のバックアップ体制やデジタル技術等を活用した被災現場との迅速な情報共有体制等を構築していく必要があります。また、避難所においては、感染症対策やプライバシーの確保、ペットとの避難など、避難者の様々な実情や特性に配慮した運営体制を整備するとともに、公共施設の適正化等を踏まえた再編なども検討していくことが必要です。
- 南海トラフ地震は、太平洋沿岸部を中心に幅広い地域で被害が想定されており、一自治体での対応には限界が生じることが予想されます。災害警戒時の相互情報提供や平時の防災訓練の連携など近隣市町との連携を強化するほか、民間事業者と災害協定を締結するなど、総合的な危機管理体制の強化に向けた取組を進める必要があります。
- 本市には、消防機関として北はりま消防組合西脇消防署と西脇北出張所があります。市内の年間火災発生件数は年々減少しており、近年は近隣市より少ない状況を維持していますが、たき火が原因となるその他火災などが多くなっています。市民の生命や財産を守るため、引き続き警防体制の維持・強化に向けた取組が必要です。また、高齢化の進行等に伴って救急車の救急出動件数が増加傾向にあり、令和5（2023）年の管内の出動件数の合計は約8,000件と組合発足以来最多となっており、発足当時と比較して約35%増加しています。輸送人員のうち40%以上が軽症者の搬送となっており、緊急時に必要な救急搬送が受けられるよう、救急車の適正利用を啓発・推進していく必要があります。
- 本市は、加古川・杉原川・野間川が合流する平坦地に市街地が形成されており、周囲を山地に囲まれていることから、大雨による浸水被害や土砂災害を受けやすい地形となっています。河川を管理する国や県などの関係機関とも連携しながら、浸水対策や土砂災害対策を進めていく必要があります。



まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
災害に強いまちになってきていると感じる市民の割合	32.3%	↑	44.3%

施策の展開

施策1 消防力を強化します

- 火災などの災害や救急需要の拡大・高度化に対応するため、北はりま消防組合における消防車両や高規格救急車、消防資機材の計画的な配備を行うとともに、消防職員の能力や技術の向上を図ります。

▶ **主な取組**：北はりま消防組合負担金事業、消防車両・資機材等の更新・整備

施策2 防災拠点の機能を強化します

- 様々な自然災害の発生に備え、災害対策本部の災害対応力の向上を図るとともに、大規模災害時を想定したバックアップ体制を強化し、業務の継続化を図ります。
- 災害時に正確かつ迅速な情報共有を図るため、デジタル技術等を用いた情報収集体制について検討します。
- 避難者の様々な特性に配慮しながら避難所機能の拡充と受入体制の構築を図るとともに、公共施設の適正配置等に係る計画を踏まえ、指定避難所の配置を見直します。

▶ **主な取組**：市庁舎災害対策本部機能の強化、避難所機能の拡充、指定避難所の見直し

施策3 危機管理体制を強化します

- 関係機関とも連携し、職員を対象とした実践的な訓練や研修を行い、災害対応力の向上を図ります。
- 災害などの緊急時に、迅速かつ確かな情報の伝達手段を確保するため、防災行政無線及び全国瞬時警報システムを適切に運用します。
- 大規模災害や新興感染症、武力攻撃など、市民生活を脅かす様々な事態を想定した危機管理体制の強化を図ります。
- 災害時の物資確保や相互応援の円滑化に向けて、近隣自治体等や民間事業者との連携体制を構築・確立します。

▶ **主な取組**：地域防災計画の推進・見直し、危機管理体制の強化、訓練・研修等の実施

施策4 浸水対策や土砂災害対策を進めます

- 県とも連携しながら、河川改修や内水対策などの浸水対策事業や砂防事業などの土砂災害対策などを進め、災害に強い基盤整備を推進します。
- 国の流域治水の考え方や県の総合治水条例に基づき、国や県、近隣自治体、地域などと連携しながら、浸水被害の発生防止と減災対策に取り組みます。

▶ **主な取組**：河川改修事業(加古川、杉原川、野間川など)、浸水対策の推進、総合治水対策の推進、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業



市民に期待される役割

- 平時から、防災行政無線やマスメディア、インターネットなどによる情報収集に努め、緊急時には適切な行動をとるよう心掛けます。
- 防火意識を高め、自身や財産を守るとともに、予防救急や救急車の適正利用に努めます。

政策2 道路を整備する

目指す姿

- 誰もが安全・快適に利用できる道路が整備され、円滑な道路交通が確保されたまちになっています。

現状と課題

- 道路は、自動車や人の交通を支えるだけでなく、水道などのライフラインの収容や災害時の延焼防止、沿道の植栽などによる良好な景観づくり、土地利用の誘導など、多面的な機能を有しており、市民生活や経済活動、地域間の交流・連携などを支える重要な社会基盤です。
- 本市の道路網は、国道175号、国道427号、県道上鴨川西脇線、県道西脇八千代線等が広域的な幹線道路として主要な都市間を結んでいるほか、これらを補完する県道や幹線市道が地域間を結び道路ネットワークを形成しています。また、市内各所をつなぐ生活に密着した道路も整備されています。
- 国道175号は、兵庫県において播磨・丹波・但馬を結ぶ南北軸として位置付けられる重要な基幹道路です。西脇北バイパスについては、令和2(2020)年に一部区間が開通したところですが、広域的な道路ネットワークの強化・充実に向け、令和8(2026)年春開通に向けた更なる整備促進を図るとともに、西脇北バイパス以北の早期実現に向けて、関係機関と連携した取組を進めていく必要があります。また、中心市街地の幹線道路となる(都)西脇上戸田線、和布郷瀬線、(主)西脇三田線においては、周辺の土地利用やにぎわいの創出、安全性の向上等を図るため、面的整備を含めた取組を着実に進めていくことが必要です。
- 道路の整備が進む一方で、交通量の変化に伴い、一部で渋滞が発生しているほか、狭い道路や歩道の未整備箇所があるなど、市民生活の利便性や安全面・交通面で課題が生じています。このため、危険箇所への交通安全施設の設置や歩行・自転車空間の形成など、人にやさしい道路空間の整備・管理を進めていく必要があります。
- 生活道路や橋りょうなどの道路施設の老朽化が進む中、道路施設の点検や補修等の維持管理費が増大しています。デジタル技術の活用等によって、効果的・効率的な維持管理・更新を行い、通行の安全性を確保していく必要があります。また、将来の交通需要や土地利用などを踏まえ、今後の道路計画のあり方についても検討を進めていく必要があります。



まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
市内の道路は安全・快適に通行できると感じる市民の割合	51.5%	↑	56.0%

施策の展開

施策1 広域・地域幹線道路を整備します

- 国・県等と連携して、国道175号や国道427号などの広域幹線道路の整備に取り組み、広域的な道路ネットワークの強化・充実に努めます。
- 広域幹線道路を補完する県道や市道などの地域幹線道路の渋滞緩和や利便性向上に向け、道路の拡幅や交差点改良などの整備を促進します。
- 市内各地から中心部へのアクセスを強化する(都)和布郷瀬線について、土地区画整理事業の事業化に向けた取組を地域と一体となって進めます。
- 道路ネットワークのあり方について方針等を定めるとともに、関係機関や地域と協議しながら、未整備の都市計画道路の整備又は廃止に向けた取組を進めます。

▶ **主な取組**：国道175号・(都)西脇上戸田線等の整備促進、(都)和布郷瀬線の整備に向けた取組、都市計画道路の見直し

施策2 生活道路を整備します

- 災害発生時における道路の防災機能の確保と良好な住環境の形成などに向け、狭い道路の拡幅、老朽化した低利用道路の見直しなど、必要な生活道路の整備を行います。
- 歩行者や自転車などの通行空間の確保に向けた車道幅員の縮小など、地域と協議しながら生活道路の今後の整備方針について検討します。

▶ **主な取組**：市単独道路改良・舗装事業、生活道路の今後の方針の検討

施策3 道路施設の長寿命化を進めます

- 橋りょうなど老朽化が進む道路施設については、点検や補修など適切かつ計画的な維持管理と長寿命化を図ります。
- 歩行者や自動車などが安全に通行できるよう、デジタル技術等を活用した効果的な管理手法などを検討しながら、道路の損傷箇所などの早期復旧に努めます。

▶ **主な取組**：橋りょう維持事業(道路橋・横断歩道橋)、道路維持管理計画の策定

施策4 人にやさしい道路空間を整備します

- 安全な道路環境の整備のため、カーブミラーなどの交通安全施設を設置するとともに、通学路交通安全プログラムに基づく路肩カラー化等の対策を進めます。
- 歩行者や自転車が安心して道路を利用できるよう、歩道や防護柵を整備するほか、地域と協議しながら、自転車通行空間の確保や段差の解消などを推進します。

▶ **主な取組**：交通安全施設設置事業、通学路安全確保事業

市民に期待される役割

- 道路の役割や道路整備の重要性について理解を深め、道路の適切な利用に努めるとともに、整備・維持管理に協力します。
- 道路や橋りょうの損傷状態や危険箇所などを市などの道路管理者へ通報します。

政策3 公共交通を守る

目指す姿

- 市民、行政、交通事業者等、関係者みんなの支え合いにより公共交通ネットワークが維持・確保されることで、全ての人が円滑に移動できるまちになっています。

現状と課題

- 地域の公共交通は、通勤、通学や通院、買い物など、市民の生活に必要な移動手段として不可欠であり、特に自家用車の利用が難しい学生や高齢者などの交通弱者にとっては、日常生活を支える重要な都市基盤です。少子高齢化や核家族化が進行する中、一人暮らし高齢者などの交通弱者は、今後も増加していくと見込まれることから、令和3(2021)年に公共交通を再編し、市内の公共交通機関としてJR加古川線、高速バス、路線バス、コミュニティバス、タクシー、デマンド型交通が運行しています。
- JR西日本が令和4(2022)年4月に公表した輸送密度(平均通過人員)2,000人/日未満の線区の中に加古川線(西脇市駅～谷川駅)が含まれており、同区間の輸送密度は直近の公表数値では275人/日(令和3(2021)年～令和5(2023)年)と近畿管内で最も低い状況です。同区間は、利用状況に応じて減便され、時間帯によっては2～3時間に1本の運行という状況にあることに加えて、ICカード決済が導入されておらず、利用者の利便性に課題を抱えています。同区間を今後も維持・存続させていくためには、利用促進を図り利用者数を増加させる必要があります。
- 路線バスについては、コミュニティバスと合わせて市内均一料金制度を導入しましたが、一部路線では利用者数が減少し、減便等の影響も出ています。また、バリアフリー未対応車両もあり、高齢者等が利用しづらいといった課題もあります。利用者数の減少による減便等が進めば、さらに利用者数が減少するという負のスパイラルにつながることから、効率的で効果的な運行と合わせて、利用しやすい料金体系の維持、ユニバーサルデザインの導入などにより、利便性の確保に取り組んでいく必要があります。
- JR加古川線とバスなどの連携交通の利用促進に向けて、公共交通機関相互の接続等の調整を図るとともに、ループバス「めぐリン」や乗合タクシー「むすブン」など、公共交通機関相互の利用を促進し、バランスよく公共交通ネットワークを維持していく必要があります。
- 高齢化の進行等に伴ってますます重要性が高まる公共交通を守るため、モビリティ・マネジメントなどに取り組み、公共交通をみんなで利用し支えるという意識の醸成を図っていく必要があります。

まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
買い物や通院・通学のための移動に困っている市民の割合	11.1%	↓	9.1%
市内運行公共交通の年間利用者数(市内利用)	247千人	↑	260千人



施策の展開

施策1 公共交通ネットワークを維持します

- JR加古川線と他の交通機関との連携強化に向けて、鉄道とバス相互のダイヤ調整や増便等について交通事業者に要望します。
- 近隣市町間を結ぶ路線バスについて、効率的で効果的な運行支援により維持を図ります。
- ループバス「めぐリン」の運行を継続し、市街地内の周遊性を維持します。
- 乗合タクシー「おすブン」及びコミュニティバス「おりひめバス」を運行し、地域間の移動を支えます。

▶ **主な取組**：路線バス維持確保対策事業、乗合タクシー「おすブン」・コミュニティバスの運行

施策2 公共交通の利便性を高めます

- JR加古川線の西脇市駅から谷川駅間について、ICカード決済の導入など、利便性の向上に向けた取組を鉄道事業者へ要請します。
- バリアフリー対応車両の導入や待合環境の改善など、バス等の利用環境の改善を進めます。
- 市内均一料金制度を実施し、分かりやすく利用しやすい料金体系を維持するとともに、多頻度利用者割引などの支援を検討します。
- 様々な交通機関を乗り継いで移動するパーク(サイクル)&ライド(バスライド)等を促進します。

▶ **主な取組**：利用しやすい料金制度の維持、バス車両・待合環境等の改善

施策3 公共交通の利用を促進します

- 広域的な移動を支える鉄道について、兵庫県や関係自治体と連携して利用促進策を実施し、運行の維持を図ります。
- 鉄道事業者やバス事業者と連携し、市民に公共交通への理解や親しみを深めてもらうイベントの開催や、移動について考えてもらう取組を実施します。
- 地域の多様な主体が実施する駅周辺地域の活性化を図る事業と連携・協力し、公共交通の維持・確保につながる積極的な利用に向けた取組を推進します。

▶ **主な取組**：モビリティ・マネジメントの実施、鉄道利用促進事業、駅周辺地域の活性化



市民に期待される役割

- 日常生活の移動手段として、鉄道やバスなどの公共交通機関を積極的に利用します。
- 市民や事業者、交通事業者などは、公共交通機関が安全・円滑に運行できるよう、連携・協力を努めます。
- 交通事業者は、安全・安心な運行サービスの提供と利便性の向上に取り組めます。

政策4 水道供給と汚水処理を行う

目指す姿

- 安全で良質な水道水が安定して供給され、安心して水道が利用できるとともに、下水道が適正に使用されることで、快適で衛生的な生活と公共用水域の水質が守られています。

現状と課題

- 市民意向調査によると、今後の重要度が高い政策分野として「上水道」や「下水道・生活排水」が挙げられており、生活に密接する重要なインフラとして、安定的な上下水道経営が求められています。
- 本市では、計画的に浄水場施設や管路の更新に取り組み、安全で良質な水道水を安定して供給してきましたが、給水人口の減少に伴い水需要の減少が見込まれる中、今後も老朽施設・設備の更新や管路の耐震化などに多額の費用を要することが見込まれており、中長期的な視点で健全な事業経営に取り組む必要があります。このため、施設・設備の長寿命化やデジタル技術の活用等による更なる経費削減・効率化に努めるとともに、大規模災害等に備え、近隣市町を含めた広域的な自治体間連携を推進し、相互の応援協力体制を構築していくことも必要です。
- 近年、自然界で分解されることがほとんどない有機フッ素化合物について、健康面への影響を懸念する報道がなされています。国土交通省と環境省が全国の水道事業等を対象に実施した「水道におけるPFOS及びPFOAに関する調査（水道事業及び水道用水供給事業）」では、令和2（2020）年時点で、全国の11事業が国の暫定目標値（1リットル当たり50ナノグラム）を超過していましたが、その後の調査では年々減少し、令和6（2024）年度には検査を実施した全ての事業で暫定目標値を下回っています。本市の水道水においても、令和6（2024）年度の水質検査で暫定目標値以下となっていますが、今後の国の動向等を注視し、法規制などにのっとった対応を進めていく必要があります。
- 本市では、地域の実情に応じて公共下水道及び農業集落排水により汚水を処理しています。生活排水処理の整備状況を示す生活排水処理率はほぼ100%となっていますが、水洗化率は令和5（2023）年度末で93.1%となっており、公衆衛生の向上を図るため、さらに水洗化を促進する必要があります。また、下水道事業においても人口減少に伴う使用料収入の減少などが見込まれることから、効率的な汚水処理を行うため、令和7（2025）年度末を目途に農業集落排水処理区を公共下水道処理区に接続し処理区の統廃合を進めるとともに、施設・設備の長寿命化、計画的な改築・更新、近隣市町との連携や民間活力の活用などを積極的に検討し、経営基盤を強化していく必要があります。



まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
安全な水道水が安定供給され、安心して水道を利用できると感じる市民の割合	85.9%	↑	90.0%
水洗化率	93.0%	↑	95.7%



施策の展開

施策1 持続可能な上下水道経営を行います

- 上下水道施設の長寿命化などにより、費用の平準化を図るストックマネジメントを実施します。
- 事業運営の基本となる水道料金・下水道使用料の収納率向上を図ります。
- 上下水道経営の効率化を図るため、民間活力の有効活用や民間委託の拡大、デジタル技術を活用した検針・漏水調査などの導入を検討します。
- 兵庫県企業庁と連携し県営水道の有効活用を図るとともに、物品の共同購入や施設の維持管理業務の共同委託など、近隣市町との広域連携について協議・検討します。

▶ **主な取組**：水道ビジョン・経営戦略の推進、下水道事業経営戦略の改定・推進、ストックマネジメント事業、水道料金等の収納率の向上

施策2 安全な水を安定供給します

- 紫外線処理や膜ろ過方式など安全性の高い浄水処理を行うとともに、西脇市水道水質検査計画に基づく水質管理を適正に行うことで、安全で良質な水道水を供給します。
- 破損事故や漏水の防止に向け、重要管路の耐震化や老朽管などの水道施設の更新を実施します。
- 災害時においては、配水池に設置している緊急遮断弁や耐震性貯水槽の活用、広域連携などにより、生活に必要な飲料水などの確保を図ります。

▶ **主な取組**：水道施設の適正管理・更新、老朽管更新(耐震化)事業

施策3 汚水処理を行います

- 効率的な汚水処理を行うため、農業集落排水処理区の公共下水道処理区への統合を進めるとともに、引き続き特定環境保全公共下水道(黒田庄処理区)の加古川上流流域下水道への統合を研究します。
- 老朽化が進む下水道施設の計画的な維持管理や修繕により、長寿命化を図ります。
- 下水道に未接続の世帯や事業所などに対して接続啓発を行い、水洗化を促進します。

▶ **主な取組**：汚水処理区の統廃合の推進、下水道施設の適正管理・更新、不明水対策事業



市民に期待される役割

- 水道水を限りある資源と認識し、日頃から無駄のない使用に努めます。
- 下水道未接続の世帯や事業所は、早期の水洗化に取り組みます。
- 下水道施設を市民共有の財産として認識し、適切な排水を心掛けます。
- 水道料金や下水道使用料を納付期限内に納付します。

政策5 生活環境を守る

目指す姿

- 廃棄物が適正に処理されるとともに、大気や水質など安全かつ良好な環境が守られ、清潔で衛生的なまちになっています。

現状と課題

- 本市におけるごみ処理業務は、西脇多可行政事務組合「みどり園」において実施していますが、施設の稼働から28年が経過し、老朽化が進んでいます。このため、西脇市と多可町では、令和8(2026)年度からの供用開始を目指し、新ごみ処理施設の整備を進めています。
- これまでもごみの減量と資源化を図るため、有料指定収集袋制度の導入など環境負荷を低減する取組を進めてきましたが、新たなごみ処理施設の整備やプラスチック資源循環促進法の施行などを踏まえ、ごみ処理の際に発生する熱の活用、更なるごみ減量・資源化の仕組みの検討・導入など、持続可能な地域社会につながる取組をさらに進めていく必要があります。
- 公害の発生防止と抑制に向け、市内の大気や水質などの監視測定を実施していますが、本市では環境基本法に規定する環境基準をおおむね満たしています。今後も監視測定を継続するとともに、関係機関との連携の下、適切な規制と指導を行いながら、良好な環境を維持していく必要があります。
- 騒音や不法投棄といった苦情は減少傾向にあるものの、ごみのポイ捨てや野焼きなど、身近な生活や近隣でのトラブルに関する相談は増加しています。これらは地域のコミュニティ意識の低下や個人のモラルの低下に起因するところも多く、地域の取組によってトラブルが解消される仕組みづくりが求められています。
- 市内の各地域では、自治会などが主体となった環境美化活動や緑化活動が進められていますが、高齢化や人口減少の進行などに伴って活動の持続性が危ぶまれている状況にあります。今後も市民との協働の下で住みよい環境づくりを維持していくため、社会の変化に即した環境美化活動等のあり方などについて検討を進める必要があります。



まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
空気や川の水がきれいだと感じる市民の割合	73.9%	↑	80.0%

施策の展開

施策1 ごみ処理施設の整備・運営を行います

- ごみ処理施設を適正に運営するとともに、新ごみ処理施設を多可町と共同で整備します。
- 新ごみ処理施設において、ごみ処理時に発生する熱エネルギーや処理水・雨水の活用を進めるとともに、災害廃棄物処理への対応を強化します。
- 新ごみ処理施設の稼働に向けて、運搬効率の高い収集体制を検討・構築します。
- 新ごみ処理施設において、環境学習や不用品の再利用につながる啓発施設を整備します。

▶ **主な取組**：新ごみ処理施設の整備・運営、収集体制の整備

施策2 公害防止と廃棄物の適正処理を進めます

- 大気や水質などを監視し、公害発生の未然防止や苦情に対する指導を行うとともに、公害発生時には、県など関係機関と連携して速やかな情報収集・提供に努め、発生源となる事業者等に対し適切な指導や規制を行います。
- 廃棄物の不法投棄や野焼きなどの防止に向け、巡回や意識啓発などを行うとともに、不法行為の早期発見や早期通報に向け、地域と連携した体制づくりを検討します。

▶ **主な取組**：大気汚染や水質汚濁の監視・指導、不法投棄等監視パトロールの実施

施策3 まちを衛生的にします

- 狂犬病予防法に基づき、飼い犬の登録や予防接種の推進を図るとともに、動物の愛護や適正飼育に関する知識の普及とマナーの啓発を進めます。
- し尿について適正な処理を行うとともに、下水道等の未接続世帯の接続を促進し、環境衛生の向上を図ります。
- 公営墓地と斎場について適正な管理運営を行うとともに、ライフスタイルや市民意識の変化を踏まえた施設のあり方について検討します。

▶ **主な取組**：水洗化啓発の推進、高松霊園の維持運営

施策4 身近にあるきれいな環境を守ります

- 河川環境について、県や地域との連携の下で美化活動を行うなど良好な環境の保全に努めるとともに、大型草刈機の導入など負担軽減に向けた取組を検討します。
- 生活道路の植栽等について、市民との協働による効率的な維持管理を進めます。
- 地域が実施する環境美化活動を支援するとともに、ごみのポイ捨て行為などの防止に向けた意識啓発を進めます。

▶ **主な取組**：地域の環境美化活動の支援、道路アドプトの推進



市民に期待される役割

- 家庭や事業所から発生するごみの減量に取り組み、分別などのルールを守ります。
- 不法投棄や野外焼却など、生活環境の悪化や近隣の迷惑となる行為をしません。また、そのような行為を発見した場合は速やかに関係機関に通報します。
- 地域のクリーン作戦などの環境美化活動や、自宅や地域での緑化活動などに参加します。

政策6 計画的な都市づくりを進める

目指す姿

- 計画的な土地利用により、コンパクトで利便性が高い中心部と自然と調和した田園集落が形成され、誰もが住みよさと安らぎを感じられる活力あるまちになっています。

現状と課題

- 本市では、河川沿いの平野部を中心に、播州織の興隆とともに市街地が形成されたことから、中心市街地においては住居系、商業系、工業系が混在した土地利用となっています。また、比較的コンパクトな市街地を形成しており、豊かな農村環境や自然に恵まれた市街化調整区域、都市計画区域外の区域が大部分を占めています。
- 本市では、産業誘導等への期待が高くなっていますが、可住地が少なく、市街化区域に一定規模の土地を確保することが難しくなっています。こうした状況を鑑み、現在、県が示している土地利用規制見直しの方向性などを踏まえながら、適正で計画的な土地利用の推進や開発手続等の緩和などに取り組むことで、良好な環境の保全と時機を捉えた地域活性化の両立を図っていくことが必要です。
- 人口減少の進行による都市の低密度化が進みつつある中、市街地の拡散を抑制しながら都市拠点等に適切な機能の誘導・集積を図るとともに、良好な歩行・通行環境を持った安全・安心な幹線道路を整備することで、コンパクトで利便性が高い持続可能なまちづくりを進めていくことが必要です。特に、密集した木造住宅や狭あいな道路など、景観面や防災面に課題を抱える中心市街地においては、西脇らしい地域資源を保全しながら面的な整備を推進し、更なる魅力向上を図っていくことが必要となります。
- 市街化調整区域等においては、豊かな自然に恵まれた農村集落が形成されており、農地や集落の住環境の保全を図る必要がある一方、市街化区域より人口減少率が大きくなっており、人口の流出や急激な高齢化の進行など、集落機能の維持が懸念される状況となっています。このため、良好な農村環境を保全しつつ、地域の実情に応じた土地利用を図るため、地域住民との協働によって、空家活用特区制度などを効果的に活用し、居住環境や地域の活力を維持していく必要があります。
- 公共的な空間や公園・緑地などは、多様な人々が利用し、集い交流する開かれた場であり、安全・安心で居心地の良さが感じられる環境づくりが求められます。このため、ユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりや良好な景観形成などに取り組んでいく必要があります。また、公園や緑地は、レクリエーションや憩いの場として活用されるだけでなく、都市景観の形成、生物多様性の確保、防災など様々な役割を担っており、計画的な整備と適切な維持管理を進め、人々に親しまれる公園等をつくっていく必要があります。



まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
市街化区域内に住んでいる市民の割合	50.2%	↑	53.2%
自然と調和したきれいな住環境が整っていると感じる市民の割合	40.9%	↑	48.3%



施策の展開

施策1 効果的な土地利用を進めます

- 都市計画制度を見直し、新たな土地利用コントロールにより、都市と自然の調和を図りつつ、地域の実情に応じた土地利用を計画的に進めます。
- 地域の実情に応じた土地利用を図るため、地域住民との協働により空家活用特区制度の活用などを図るとともに、商業機能や交流機能など、地域における生活機能をどのように確保していくか、地域住民との連携・協働の下で検討を進めます。
- 地区計画制度等を活用し、民間活力を利用した新たな産業用地の確保・整備を進めるとともに、国道175号西脇北バイパス以北への延伸を見据え、産業誘導等に向けた効果的な土地利用を研究します。
- 土地に関する筆界等を明確にし、土地取引の活性化を図るため、地籍調査を推進します。

▶ **主な取組**：計画的な土地利用の推進、空家活用特区制度の活用、地区計画の決定、地籍調査の推進

施策2 魅力ある市街地をつくります

- 立地適正化計画の下、中心市街地への都市機能及び居住の誘導・集約を図り、コンパクトで持続可能なまちづくりを進めるとともに、まちなか居住の促進と歩いて暮らせるまちづくりを推進します。
- (都)和布郷瀬線沿道において、組合施行による土地区画整理の事業化に向けて取り組み、面的整備手法を活用したまちづくりを進めます。
- 歴史的な建築物など魅力ある地域資源を活用したにぎわいづくりを進めるため、まちづくり団体への活動支援を行うとともに、市民主体のイベントなどへの支援を行います。

▶ **主な取組**：立地適正化計画の推進、空き家・空き店舗の利活用促進、西脇TMO運営支援事業、地域資源を生かしたイベントの開催支援

施策3 良好な公共空間を形成します

- まちなかの緑や歴史的な建築物など、本市の特徴ある景観の保全や屋外広告物などへの適切な規制を行い、魅力ある都市景観づくりを進めます。
- 公共空間のバリアフリー化などを推進するとともに、ユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを進めます。
- 都市公園等の各地域の公園や緑地について、身近な憩いの場や遊びの場としてその機能が適切に発揮されるよう、都市公園施設の老朽化に対する安全対策の強化や長寿命化事業を推進するとともに、市民との協働により、人々に親しまれる公園・緑地づくりを進めます。
- 市民や地域の主体的な緑化活動や組織づくりを支援するとともに、公共施設のほか、事業所や店舗などの民間施設においても緑化を促進します。

▶ **主な取組**：屋外広告物の規制・指導、福祉のまちづくり条例の推進、公園施設長寿命化対策事業、緑化活動組織の育成・活動支援

政策6 計画的な都市づくりを進める



市民に期待される役割

- 都市計画制度や規制・誘導など土地利用への理解を深め、秩序あるまちづくりに協力します。
- 良好な景観などを市民共有の財産と捉え、ルールに沿った手続や管理を行うなど適切な保全に努めます。
- 憩いや交流の場として身近な公園や緑地などに親しみ、大切に利用します。



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



11 持続可能な都市をつくろう



15 陸の豊かさを保ち増やそう



17 パートナーシップで目標を達成しよう

I 西脇市の概要

II 序論

III 基本計画

IV 総合戦略

V 計画の推進

VI 資料編

政策7 快適な住まいづくりを進める

目指す姿

- 良好な住環境の中で多様な居住ニーズに応じた住まいが確保され、安全・安心で快適な住生活を送ることができています。

現状と課題

- 本市の持ち家比率は約75%と県平均より10ポイント高く、一住宅(持ち家)当たりの延べ面積も県平均の約1.3倍となっており、比較的良好な住まいが確保されています。一方、平成30(2018)年住宅・土地統計調査では、旧耐震基準の住宅が35.7%と県平均24.7%より11ポイント高く、簡易耐震診断を実施した建物の9割以上で耐震改修等が必要とされるなど、住まいの安全面で課題があり、耐震化をはじめ、建築物等の安全対策を推進していくことが求められています。
- 自然条件や地理的な条件は異なるものの、日本の住宅の寿命は欧米に比べて短く、短期間で取り壊されています。少子高齢化や地球環境問題の深刻化などが進む中、住宅を「つくっては壊す」従来のスタイルから持続可能性をより高めた姿へと転換していくことが求められており、耐震性に加え、劣化対策や高水準の省エネルギー性能など、長期にわたり良好な状態で使用できる住宅を増やしていく必要があります。
- 本市の市営住宅は、昭和30年代から40年代にかけて積極的に整備してきたため、老朽化が進んでいる物件が多くなっています。人口減少などを踏まえた本市の適正な市営住宅戸数は現在の約2分の1程度であり、人口や世帯数の変動に対応した公営住宅ストックの再編を進めていく必要があります。
- 人口減少や少子高齢化の進行による人口構造の変化や世帯数の減少などに伴い、空き家が増加傾向にあり、地域住民の生活環境や衛生面、景観や防災面など、様々な悪影響が懸念されています。本市の調査では約900件の空き家を把握しており、所有者等に対して空き家の適正管理や除却、利活用を促していますが、依然として空き家は増加傾向にあり、空き家の発生予防や流通促進に向けた取組が必要となっています。
- 本市では、若年層を中心に都市部などへの転出超過が続いており、人口減少の要因の一つとなっています。人口減少を抑制し、持続可能な地域社会を築いていくため、本市で生まれ育った若者の定住やUターンを促進するとともに、本市の豊かな自然環境や良好な子育て環境などを積極的に発信し、魅力ある住環境を提供していくことで、都市部からの移住などを進めていく必要があります。



まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
自分の住まいは快適で住みやすいと感じる市民の割合	74.1%	↑	75.0%

施策の展開

施策1 市営住宅を供給します

- 市営住宅については、市営住宅長寿命化計画に基づき、適切な維持管理を進めるとともに、老朽化が進む住宅の取壊しや居住誘導区域内への再編を検討します。
- 指定管理者制度の導入や民間空き住宅の市営住宅化など、国などの動向も踏まえながら、今後の市営住宅のあり方について検討します。

▶ **主な取組**：市営住宅長寿命化対策事業、市営住宅のあり方の検討

施策2 良質な住宅を増やします

- 快適な住環境の創出に向け、法令等に基づき適正な指導を行うとともに、開発の規制や誘導を適切に実施します。
- 安全・安心な住環境確保のため、既存住宅の耐震化や省エネ化、バリアフリー化を促進します。

▶ **主な取組**：住宅耐震化・省エネ化の支援、住宅バリアフリー化の支援

施策3 空き家・空き地を適正に管理します

- 空家等対策計画に基づいて空き家の実態を把握し、空き家の発生予防、危険空き家の除却等の適切な措置を講じるとともに、管理者不在の空き家への対応を進めます。
- 空き家や空き地の適正管理について啓発するとともに、管理が不十分な危険空き家所有者に対する指導・勧告・命令等の必要な措置を講じます。
- 状態の良い空き家については、空き家バンクへの登録の促進や改修への支援を行うなど、利活用の促進を図ります。

▶ **主な取組**：空き家等対策推進事業、空き家バンクの運営、空き家の利活用支援

施策4 移住・定住を支援します

- 本市での暮らしに関する各種情報の発信や移住希望者のニーズに対応する相談体制の充実を図るとともに、将来の移住等に向けた都市住民等との関係づくりを進めます。
- 本市への定住を促進するため、茜が丘宅地分譲を推進します。
- 新婚世帯や子育て世代など、若い世代を中心とした移住・定住の促進に向け、各種の支援策について検討を進めます。

▶ **主な取組**：移住コーディネーターの配置、移住・定住特設サイト等での情報発信、茜が丘宅地供給事業



市民に期待される役割

- 安全で快適な住まい確保のため、法令等を遵守するとともに、住宅の耐震化を行うなど適切な維持管理に努めます。
- 自らが管理する空き家や空き地については、安全面や衛生面で周辺に悪影響が及ばないよう適切な維持管理を行います。

第4章

地域特性を生かした産業とにぎわいが あふれるまち

政策1 地域に根ざした商工業を振興する

政策2 農林業の基盤を強化する

政策3 魅力ある農畜産物を生産する

政策4 観光・交流を振興する

政策5 新たな産業を創出する

政策6 就業環境を整える

政策1 地域に根ざした商工業を振興する

目指す姿

- 関係団体や行政などによる商工業を支える環境が整い、地域に根ざした事業者によって活発な経済活動が行われています。

現状と課題

- 加古川水系の良質で豊富な水に恵まれた本市では、古くから繊維産業が発展し、その興隆を背景に都市機能が集積しました。市町合併後、市内最大の電子部品等製造事業所の閉鎖や大型商業施設の撤退などが続き地域経済は厳しさを増しましたが、金属製品製造業や食料品製造業などの地域資源を生かした新たな産業の誘導、医療・福祉などのサービス産業の拡大などにより、産業構造の転換が進んでいます。
- 本市の基幹産業・播州織の生産量は、ピーク時の30分の1を下回るなど大変厳しい状況にありますが、市内最大級の雇用の受け皿となっており、依然として本市産業の中心的な存在です。平成27(2015)年度から西脇ファッション都市構想を推進し、人材育成を通じた付加価値の向上、産地での一貫的な生産体制の整備などに取り組みましたが、競争力の強化やブランド力の向上に向けて持続的な取組が必要です。播州織と双璧を成す地場産業・播州釣針については、10年前と比較して生産量は順調に増加しています。
- 我が国では、中小企業が企業数の99%、従業者数の69%を占めており、日本の社会経済の基盤を支えています。経営者の高齢化などが進行しており、廃業などに伴って雇用の喪失につながるものが懸念されています。近隣市と比べて小規模事業者が多い本市では、平成31(2019)年に西脇市中小企業・小規模企業振興条例を制定し、商工会議所などの関係機関との連携の下、地域に密着した中小企業の主体的・意欲的な取組を支援してきましたが、引き続き、経営基盤の強化や事業承継などの活動を支援していくことが求められます。また、長期に及んだ新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ウクライナ情勢等を背景とした物価高騰の長期化にも留意する必要があります。
- 本市の小売業売り場面積(人口当たり)は北播磨トップクラスを維持しており、依然として商業機能の集積がみられます。しかしながら、人口減少に伴う個人消費の減退が予測されており、新しいサービスの提供や市内での消費活動の促進につながる取組、新たなにぎわいの創出など、地域商業の活性化に向けた施策の展開とともに、中心市街地等への集積を進めるなど、商業機能の維持・確保に向けた取組を進めていくことが必要です。
- 生産年齢人口が大きく減少する中で、全国的に労働力不足が深刻化しており、機械設備等の導入が進む製造業はもちろんのこと、サービス業などにおいても労働生産性の向上が不可欠です。また、カーボンニュートラルの実現に向け、地域産業においても省エネルギー、廃棄物削減などの取組が求められており、意欲ある事業者による労働生産性や付加価値の向上に向けた取組を支援する必要があります。



まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
従業者数1人当たり工業製品年間出荷額	28.1百万円/人	↑	33.1百万円/人
市民1人当たり小売業年間商品販売額	92.4万円/人	↑	90万円/人

施策の展開

施策1 地場産業の競争力を強化します

- (公財)北播磨地場産業開発機構への支援などを通じて、地場産業の新商品開発や地域ブランドの普及、国外を含めた販路開拓などを促進します。
- 独自の技術・ノウハウ活用や染色から製織・縫製までを産地で担う一貫的な生産体制の構築により高付加価値化やブランド化を進めるとともに、産地を担う人材を確保・育成することで、播州織産地の維持と持続的な発展を図ります。
- 播州織や播州釣針の高い製造技術、伝統的工芸品である播州毛鉤の製造技法など、地場産業の技術や技能の伝承に努めます。

▶ **主な取組**：(公財)北播磨地場産業開発機構への支援、地場産業の人材育成の支援

施策2 中小企業の経営を支援します

- 関係機関と連携し、資金調達や事業承継など、中小企業者が抱える多様な経営課題に対応できる相談体制を充実するとともに、課題解決に向けた伴走型の支援を行います。
- 新製品開発等の新たな事業展開に向けた学習機会の提供や支援機関との連携を促進します。

▶ **主な取組**：中小企業・小規模企業振興条例の推進、商工業振興事業

施策3 商業のにぎわいをつくります

- 関係機関と連携し、空き店舗対策に取り組むとともに、イベント開催支援などを通じて消費者の購買意欲の促進とにぎわいの創出を図ります。
- 市内での消費活動の活性化に向けて、業務・交流の拠点機能を維持・確保するとともに、市内での消費行動を促進する仕組みを構築します。
- 多様な消費ニーズに対応するため、魅力ある商店づくりや情報発信を促進するとともに、買物弱者への対応や観光振興との連携など、新たな価値の創出に向けた取組を支援します。

▶ **主な取組**：地域商業対策事業、地域商業活性化支援事業

施策4 商工業の生産性向上を図ります

- 先端設備等導入促進基本計画に基づき、生産性の高い設備投資に対する固定資産税の軽減措置等による支援を通じて、中小企業者の設備導入・更新を促進します。
- 取引の効率化や業務の可視化など、生産性の向上につながる支援を行うとともに、相談・支援体制を充実し、競争力の強化と利益率の向上を図ります。
- 省エネルギー化や廃棄物の削減など、環境と調和した事業展開を図ろうとする事業者を、県と連携して支援します。

▶ **主な取組**：新商品開発・新設備導入等の支援、固定資産税の軽減措置の実施



市民に期待される役割

- 事業者は、支援制度なども積極的に活用しながら意欲を持って経営革新に努め、新たな商品・サービスの開発や販路開拓などに取り組みます。
- 市内の商店で商品やサービスを購入するように心掛けます。

政策2 農林業の基盤を強化する

目指す姿

- 多様な担い手によって農業が持続的に営まれるとともに、良好な森林が保全され、豊かな農村環境が守られています。

現状と課題

- 本市では、近隣自治体と比較して平野部が少ないことから、経営耕地面積は783haと北播磨地域で最も小さく、経営規模の面でも家族経営体等の小規模農家が約8割を占めています。また、少子高齢化が進行する中、基幹的農業従事者の約65%が70歳以上になっており、人材不足の深刻化と耕作放棄地の増加が懸念されます。
- 新規就農者の増加に向けて、本市では経験豊富な農家が就農希望者を研修生として受け入れる仕組みを整えています。更なる就農促進に向けて、受入れ先や就農希望者の多様化などに取り組んでいく必要があります。また、農業を次代に引き継いでいくためには、新規就農者を増やしていくことに加えて、将来の地域農業のあり方等を示す地域計画の策定を通じ、農地利用の集積・集約化や農業法人の設立・活用などを促進し、経営基盤を強化するとともに、スマート農業技術の活用などにより、生産性の向上や働きやすい環境づくりを進めていくことも重要となります。
- 本市では、農業生産基盤施設の計画的な整備を進めていますが、豪雨・増水などにより水利施設が損傷する事例が生じています。老朽化した用水路や井せき、ため池などについて、防災・減災機能などにも留意しながら、長寿命化に向けた計画的な改修や整備を進めていくことが必要です。また、依然として野生動物による農作物被害が続いており、営農意欲の低下から耕作放棄に至ることが懸念されます。侵入防護柵の整備や捕獲体制の強化などの総合的な被害防止対策とともに、有害鳥獣駆除従事者の高齢化などへの対応が求められています。
- 森林は、水資源のかん養だけでなく、土砂流出防止や地球温暖化防止などの公益的な機能を有しています。こうした多面的効果が発揮されるためには、適切な森林管理等が不可欠であり、その財源として、令和6(2024)年度から森林環境税の賦課徴収がスタートしました。本市は市域面積の約7割が山林となっており、豊かな森林資源を次代に継承していくため、森林環境税を基に交付される森林環境譲与税を活用し、森林組合や民間企業などと連携しながら、森林の適正管理・保全を進めるとともに、担い手の確保や木材の利用促進、森林に親しむ機会づくりなどを進めていく必要があります。



まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
水稲作付面積	720ha	➔	720ha

施策の展開

施策1 農業の担い手を育成します

- 就農に係る情報提供や相談窓口の設置、関係者と連携した研修体制の構築などにより新規就農者や農業後継者の確保を進めるとともに、農業改良普及センター、JA等と連携した指導・サポート体制の充実、若手農業者等の相互交流の機会づくりなどに取り組みます。
- 農業の経営基盤の強化に向けて、集落営農組織等の広域連携や再編に取り組むとともに、農業参入を目指す企業に対し、農地情報の提供や農地確保に向けた支援を行います。

▶ **主な取組**：担い手育成対策支援事業、農業インターンシップ支援事業

施策2 農業の生産性向上を図ります

- 地域農業の将来図や目標を定める地域計画に基づく担い手への農地集約や作物による農地のゾーニングなど、有効な土地利用を進めます。
- 農業の生産性向上や省力化、栽培ノウハウの継承などにつながるスマート農業技術の実証、スマート農機具・施設の導入などについて、費用対効果を踏まえながら支援します。

▶ **主な取組**：地域計画に基づく農地集約、スマート農業技術等の実証・導入支援

施策3 農業の生産基盤を整えます

- 農産物の安定供給のための農業用基盤である農道・用排水路・ため池・井せき等の整備を行うとともに、適切な維持管理と長寿命化を推進します。
- 農地の多面的機能の維持のため、地域による農地保全管理の取組を支援します。
- 有害鳥獣による農作物の被害を防ぐため、計画的な捕獲や侵入防護柵の設置を進めるとともに、捕獲鳥獣の有効活用を検討します。

▶ **主な取組**：市単独土地改良事業、鳥獣被害防止総合対策事業

施策4 森林を保全・管理します

- 水資源のかん養や土砂流出の防止、地球温暖化の防止など様々な公益的機能を持つ森林づくりを推進します。
- 森林組合や県などの関係機関や民間企業と連携して間伐などに取り組み、森林の荒廃防止と適正な保全に努めます。
- 登山道整備や地域木材の活用など森林や木材に親しむ機会づくりを通じて、森林整備の必要性や木材利用の意義等を普及啓発します。

▶ **主な取組**：森林整備活動等の支援、治山事業、住民参画型森林整備事業



市民に期待される役割

- 農業への理解を深め、地域計画の実現に協力します。
- 農地や農業用水などは地域共有の資源であることを理解して、その保全に努めます。

政策3 魅力ある農畜産物を生産する

目指す姿

- 黒田庄和牛を起点とした循環型農業をはじめ、地域特性を生かした農業が持続的に展開され、消費者にとって安全・安心で魅力ある農畜産物が生産されています。

現状と課題

- 本市では、地形的な制約があり農地面積が少ないことから、地理的条件や気象条件など、地域特性を生かした特色ある農業を進めています。主な農産物は、米(山田錦、主食用米)、肉用牛、黒大豆などとなっており、近年はいちごやトマトなどのハウス栽培も増加しています。作付面積では水稻が約8割を占めていますが、生産額で見ると畜産が4割超、水稻が4割弱となっており、令和5(2023)年度の推計生産額は約24億円となっています。
- 農業の収益性を高め安定的な経営につなげていくために、全国からも評価が高い市内産農畜産物のブランド力をさらに高めていくことが必要です。そのため、高品質な市内産農畜産物について、生産・流通・加工を担う事業者相互のつながりを強化し、更なる連携を促進していくことが必要です。また、地域育成品種の生産を振興し、他産地との差別化を図るとともに、地球温暖化への対応など環境に配慮・適応した農業も研究していく必要があります。
- 環境に対する意識の高まりを受けて、農業が有する環境・持続可能性への負の影響に対しても関心が高まっています。国では、令和3(2021)年度に「みどりの食料システム戦略」を策定し、令和32(2050)年までに耕地面積に占める有機農業の取扱い面積の割合を25%に拡大するという戦略的な目標を掲げ、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階における環境負荷の低減を目指しています。本市では、化学肥料や農薬の使用を削減した農産物を「西脇ファーマーズブランド」として認定する取組を先行して進めていますが、こうした取組の更なる普及拡大とともに、余剰農産物等の有効活用や有機農業に取り組む農業者等への支援など、環境負荷の低減に向けた総合的な取組が必要です。
- 世界人口の増加等に伴い食料需要が増大している一方で、気候変動や異常気象の頻発化等により食料の生産や供給が不安定化しており、また、フードマイレージ削減や安全・安心な農畜産物の供給という観点からも、国産食材の活用や地産地消の更なる拡大が求められています。本市においては、主食用米や野菜の多くが自家消費されているほか、北はりま農産物直売所を拠点とした市内での流通促進や学校給食での地元産米の活用などに取り組んでいますが、更なる地産地消の拡大とともに、6次産業化や農商工連携などを進め、付加価値を高めていくことも必要です。



まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
ブランド農産物の栽培面積	496ha	↑	525ha

施策の展開

施策1 ブランド農畜産物を振興します

- 蔵元などへの情報発信や産地表示の推進、日本酒の消費拡大に向けた取組などを通じて、市内産山田錦のブランド力向上と生産拡大を図るとともに、需給ニーズに対応した生産振興を図ります。
- J Aや県と連携して黒田庄和牛の安定供給と品質向上に向けた取組を支援するとともに、飼料改善やICTの導入など環境負荷の低減手法を研究します。
- 飲食店と連携したご当地メニューの提供や共励会などへの参画により、黒田庄和牛の知名度向上を図ります。

▶ **主な取組**：日本のへそ西脇地域食材でおもてなし支援事業、黒田庄和牛ブランド化支援事業

施策2 特色ある農産物の生産を進めます

- 牛ふん堆肥と稲わらの交換による地域内資源循環システムを推進するとともに、有機農業に取り組む農業者への栽培指導等に取り組み、自然にやさしい農業を促進します。
- 食品製造業や飲食店など他産業との連携による6次産業化や、規格外農産物を用いた商品開発等を支援し、地域食材の高付加価値化と食品ロスの削減に取り組みます。
- 他の産地との差別化、競争力の強化に向けて、地域育成品種の生産を振興します。

▶ **主な取組**：自然にやさしい農業推進事業、西脇ファーマーズブランドの推進、スイーツファクトリー支援事業

施策3 農産物の地産地消を進めます

- 北はりま農産物直売所を核に多様な流通を推進するとともに、学校給食や病院等への食材供給を通じて、市内産農産物の市内消費の拡大を図ります。
- 市内飲食店等における市内産農産物の利用拡大やマーケットインの発想に基づく、農商工連携による商品開発を推進します。

▶ **主な取組**：地産地消推進事業、学校給食事業



市民に期待される役割

- 地元の農畜産物を積極的に購入・消費し、地産地消の取組に協力します。
- 生産者は、地元で生産される畜産堆肥を積極的に活用し、農地の有機土壌化など、環境に配慮した農業を進め、質が高く、安全・安心な農産物の生産に努めます。

政策4 観光・交流を振興する

目指す姿

- 市外から多くの来訪者が訪れ、消費活動と市民交流が促進されることで、活気とにぎわいが創出されています。

現状と課題

- 地方都市では人口減少が深刻化しており、地域経済への影響が避けられない状況です。地域に商業機能を維持・確保していくためには、都市機能誘導区域等への誘導・集約や域内での経済循環の活性化に加えて、外部から人を呼び込み、市内での消費活動につなげていく観光交流の促進も必要となります。また、観光交流は、先人が築いてきた地域の資源・魅力の保全継承や都市住民との交流など、地域を活性化することにもつながります。
- 本市への年間観光入込客数は、令和元(2019)年度に1,266千人まで増加しましたが、令和2(2020)年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により7割程度にまで減少し、令和4(2022)年度もコロナ禍以前の水準には回復していません。コロナ禍では、幅広い観光関連事業者に影響が生じた一方で、アウトドア施設や農産物直売所などでは集客が進みました。変化する観光ニーズに的確に対応するとともに、京阪神都市圏からのアクセス性や豊かな自然、多彩な食・文化など、本市が有する優位性や特色を踏まえた効果的なプロモーションを展開していくことで誘客につなげていくことが必要です。
- 大阪・夢洲で開催される2025年大阪・関西万博は、開催期間中に2,820万人(うち外国人は350万人)もの来場が期待されており、国内外から関西圏に注目が集まる好機となります。また、万博に向けて神戸空港の国際化が進められるなど、交通基盤の強化も図られています。これらと並行して、県が進めるひょうごフィールドパビリオンや広域連携の枠組みなども活用しながら、新たな周遊ルート・観光コンテンツの造成などに取り組み、万博の効果を兵庫県へ波及させていくこと、そして、万博後の持続可能な取組へとつなげていくことが必要です。
- 本市の観光交流の拠点となる道の駅やアウトドア施設は、住民主体のNPO法人が運営を担っていますが、一部で人材の固定化・高齢化などが進行しているほか、施設・設備の老朽化などの課題を抱えており、運営主体の機能強化や施設運営のあり方について検討していく必要があります。また、市内の公共交通網が不十分であることを踏まえて、自転車等を活用する新たな二次交通手段を確保していくことも必要です。
- 本市は、アメリカ・レントン市と姉妹都市提携を、北海道・富良野市と友好都市提携を結んでいます。また、「へそ」や「中心」などのつながりで全国各地の市町村と全国へそのまち協議会を設立し、相互の親善交流などを進めています。国内外の都市との幅広い交流を引き続き推進し、地域の活性化につなげていくことが必要です。

まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
年間観光入込客数	1,004千人	↑	1,270千人



施策の展開

施策1 地域資源を生かした観光交流を進めます

- 観光物産協会等の関係団体や旅行者、市内観光関連事業者等と連携しながら、食や地場産業、文化などの多様な地域資源を生かした観光ルートの設定や誘客活動に取り組みます。
- 地域資源を活用して都市と農村の交流を推進する北はりま田園空間博物館などの活動を支援します。
- 日本のへそ西脇夏まつりなど、市民が主体となる観光交流イベントの開催を支援します。

▶ **主な取組**：西脇市観光物産協会補助事業、観光交流活動創出支援事業

施策2 観光交流の基盤を整えます

- 国道175号西脇北バイパスの全線開通等を踏まえ、既存の観光施設の機能向上を図るとともに、運営主体の機能強化や見直し等を進めます。
- 観光資源の誘導・案内サインの整備やICTを活用した情報発信など、誘客や回遊性の向上に資する取組を進めるとともに、市内における移動手段を充実します。

▶ **主な取組**：北はりま田園空間博物館運営事業、道の駅の機能強化等の検討

施策3 広域的・国際的な観光交流を進めます

- 定住自立圏や北播磨広域観光協議会などの関係団体と連携し、広域的な情報発信や誘客活動、観光資源の連係を進めるとともに、大阪・関西万博等で地域の魅力を発信します。
- 友好都市富良野市や全国へそのまち協議会加盟市町村と市民交流や経済交流を進めます。
- 外国人観光客に対する情報の発信・提供や受入体制の整備を進めるとともに、国際親善交流協会とも連携しながら、レントン市をはじめとした諸外国との国際交流を推進します。

▶ **主な取組**：インバウンド市場の新規開拓の調査研究、友好都市・姉妹都市等との交流

施策4 戦略的に観光情報を発信します

- ホームページやSNS、マスメディアなどの様々な媒体を効果的に活用し、誘客につながる鮮度の高い観光情報を発信します。
- 効果的な誘客を図るため、観光需要調査の結果に基づき、本市への旅行が多く見込まれるターゲットエリアを選定し、ニーズに応じたプロモーション活動を展開します。

▶ **主な取組**：観光物産協会による情報発信、データを活用したプロモーションの推進



市民に期待される役割

- 身近な地域資源の良さを見つめ直し、積極的にその魅力を発信するとともに、おもてなしの心を持って旅行者を温かく受け入れます。
- 事業者は、良質な商品やサービスを提供し、観光PR活動などに協力して取り組みます。

政策5 新たな産業を創出する

目指す姿

- 地域の特性を生かした新たな産業の創出や企業立地などが進み、地域経済の活力が維持・向上しています。

現状と課題

- 我が国では、工場の事業所敷地面積は緩やかに増加しており、令和2(2020)年以降、国内事業拠点に関する立地計画を持つ事業者が製造業・物流業で大きく増加するなど、国内回帰の流れが続いています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大や地政学的リスクの顕在化が背景にあり、原材料等の安定的な調達や円安による輸入コストの増大などが要因となっています。
- 兵庫県は、製造業の事業所数、従業者数、製造品出荷額等の全国シェアが4～5%となっており、全国有数のものづくり県となっています。経済産業省が実施する工場立地動向調査(令和4(2022)年度)では、立地件数48件、立地面積58haといずれも全国5位となっており、県内への産業立地は順調に推移していましたが、近年は産業用地の不足や工業用地の地価の上昇などにより、立地の伸び悩みが見られます。直近5年間の県内における立地地域をみると北播磨地域が最も多く、山陽自動車道や中国自動車道などの高速道路沿いで多数の立地となっています。
- 本市では、近隣市と比較して平坦地が少なく開発可能なエリアは限定されていますが、国道175号西脇北バイパスや東播磨南北道路などの高規格道路の整備が進むなど、アクセス性の向上が期待できる状況にあり、また、岩盤が浅く、過去に大きな地震がないという地形的な強みも有しています。現在、本市が所有する産業用地はない状況ですが、地域経済の活性化や良好な雇用の確保に向けて、産業集積や地域特性を生かした企業立地や既存企業の市内留置と成長支援に取り組むとともに、民間事業者や地域と連携した新たな産業用地の開発に向けて検討を進めていく必要があります。
- 我が国では、主要先進国の中で開業率が低い水準にとどまっており、令和4(2022)年度は3.9%と近年は低下傾向にあります。国においては、産業競争力強化法を制定し、地方自治体と関係機関が連携して地域における創業の促進を図ることとしており、本市においても、創業支援等事業計画を策定し、商工会議所や地域金融機関と連携した取組を進めているところです。相談・支援体制の整備や資金面での後押しなど起業・創業しやすい環境づくりに加えて、起業後の経営段階に応じた伴走型の支援も進めていく必要があります。また、社会的な課題が多様化・複雑化する中で、事業性を確保しながら課題解決を目指すソーシャルビジネスなども注目されていることから、地域社会のニーズを取り込んだ産業を育成していくことが必要です。



まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
企業立地・起業支援等による雇用創出数	12人	↑	72人

施策の展開

施策1 企業立地を推進します

- 地理的条件や地域資源、インフラ、地震リスクなど、本市の特色や強みを生かした企業誘致活動を展開します。
- 国道175号西脇北バイパス以北への延伸を見据え、広域道路ネットワークを生かした企業誘致を研究します。
- 企業の立地動向やニーズを踏まえた効果的な立地助成制度を整備するとともに、既存事業所の留置に対する相談体制の充実を図ります。
- 立地優遇措置等の支援を行い、地域未来投資促進法に基づく基本計画に定めた地域経済牽引事業の創出を図ります。
- 進出企業やハローワークなど関係機関と連携し、企業立地に伴う働き手の確保に努めます。

▶ **主な取組**：企業誘致促進事業、企業への産業用地の紹介、立地企業奨励措置事業

施策2 産業用地の確保を進めます

- 高松町において、地域と一体となって、民間活力を利用した産業用地の確保を進めます。
- 国道175号西脇北バイパス周辺及び平野町旧河川敷等における産業用地の確保に向けた調査研究及び土地利用の具体化に向けた取組を進めます。
- より柔軟な土地利用に向けて、地区計画を活用するなど、各種法令の規制・制限等への効果的な対応手法を研究し、活用していきます。

▶ **主な取組**：高松町における産業用地の確保、新たな産業用地の確保に向けた調査研究

施策3 起業・創業を支援します

- 起業・創業に関する相談・支援体制を整備し、必要な情報提供や起業意識の醸成等を行うとともに、国・関係機関等の支援制度の活用やふるさと納税等による資金調達を含めた資金面からの起業・創業支援を進めます。
- 創業支援等事業計画に基づき、創業希望者、創業準備者、創業者に対して、それぞれの段階に応じた伴走型支援を関係機関と連携して行います。

▶ **主な取組**：創業支援等事業計画の推進、起業・創業促進支援事業



市民に期待される役割

- 企業立地に関して、行政などに情報提供を行うとともに、土地利用計画の策定などに協力します。
- 事業者は、様々な支援制度を活用しながら、地域資源の利活用や創意工夫による多様な事業活動を展開します。

政策6 就業環境を整える

目指す姿

- 多様な就労の機会が提供され、働きたい人が安心・安定して働けるとともに、地域産業に必要な人材が確保されています。

現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症により我が国の社会経済は大きな影響を受けましたが、令和4(2022)年以降の緩やかな景気回復や生産年齢人口の減少が進む中、雇用情勢は持ち直しつつあるとされています。一方、兵庫県においては、令和4(2022)年から令和5(2023)年にかけて、有効求人倍率はわずかに1を超える水準にとどまっており、ハローワーク西脇管内においても同様の状況にあります。また、県内では、一般事務従事者の有効求人倍率は大きく1を下回る一方で、サービス業や建設業を中心に人手不足感が強まっており、雇用のミスマッチが生じているといえます。地域産業の活力維持に向け、企業による人材確保の取組を支援するとともに、企業と求職者のマッチングの機会の創出などを進めていく必要があります。
- また、深刻化する人手不足に対応するために、平成30(2018)年に一定の専門性・技能を有する外国人材を幅広く受け入れる制度として、在留資格「特定技能」が創設され、令和6(2024)年には特定技能1号に繊維業等を追加することが決定されています。近年、本市においても外国人住民が増加し製造業などで幅広く活躍していますが、今後、繊維産業などでさらに登用が進むと見込まれており、外国人労働者にとって働きやすい職場環境づくりが重要となります。
- 人口減少や少子高齢化が急速に進行する中、社会経済の活力を維持していくために、元気な高齢者や、出産や育児、介護などでやむなく就業を中断した方、更には定職を持たない若年層などが、その能力を十分に発揮できる環境を生み出していくことが必要です。国においては、高年齢者雇用安定法の施行、就職氷河期世代支援プログラムの展開、リスキリングに向けた支援など、様々な施策が展開されており、こうした制度の普及啓発を図るとともに、それぞれの特性やニーズに応じた就労支援を行うことで、安定した労働力を確保していくことが必要です。
- 我が国では、生産年齢人口の減少、育児や介護との両立など働く方のニーズの多様化などの課題に直面しています。こうした中、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、育児や介護と仕事の両立、仕事と生活が調和するワーク・ライフ・バランスの推進、長時間労働の是正や柔軟な働き方の実現など、持てる能力を発揮でき、就労しやすい社会環境をつくることが重要な課題になっています。



まちづくり指標

	基準値	方向	目標値
働く場は充実していると感じる市民の割合	26.1%	↑	29.1%

施策の展開

施策1 就業機会の拡大を図ります

- ハローワークなどの関係機関と連携し、世代や特性に応じた就労機会の情報提供や合同面接会の開催などの就職支援を行います。
- 高齢者が働くことを通じて生きがいを得られるよう、地域社会の活性化に貢献するシルバー人材センターの運営を支援するとともに、国の動向を踏まえた機能強化を図ります。
- 就業していない者に対し、専門機関などと連携した相談・自立支援等を実施するとともに、職業訓練や資格取得に向けた講座受講等を支援します。
- 企業立地や起業・創業の促進を通じて、新たな雇用の創出を図ります。

▶ **主な取組**：就職支援事業、若者自立支援事業、シルバー人材センター運営事業

施策2 産業人材の確保・育成を支援します

- 中小企業の人材確保、若年者の市内就職・定着に向け、企業負担による従業員の奨学金返還制度を設ける企業を支援します。
- 市民を対象とした新たな雇用を創出する新規立地企業に対し、人材確保等の支援を行います。
- 外国人労働者等を対象とした日本語学習や住民交流等の機会創出に取り組み、就労継続や市内定着を促進するとともに、外国人労働者を雇用する事業者への支援施策を研究します。
- 就業者の職業能力等の開発・向上を図る北はりま地域職業訓練センターの運営を支援するとともに、施設運営のあり方について、ニーズの変化等を踏まえた検討を進めます。

▶ **主な取組**：就業者の人材確保支援事業、外国人雇用促進施策の調査・研究

施策3 就労しやすい環境を整えます

- 労働者団体や関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革を周知啓発し、働きやすい職場環境を普及するとともに、従業員等の健康増進を実践する健康経営の取組を促進します。
- 中小企業者の福利厚生の実現に向け、勤労者福祉サービスセンターの運営を支援するとともに、各種共済制度への加入促進を図ります。

▶ **主な取組**：労働者福祉対策事業、技能功労者表彰事業



市民に期待される役割

- 知識や技術の習得、関係機関が実施する相談機会の活用など、就労活動に取り組みます。
- 希望するライフスタイルの実現に向け、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。
- 事業者は、魅力ある働きやすい職場づくりを進めるとともに、意欲ある高齢者や外国人などを雇用します。